

九州電力株式会社第三者委員会報告書

平成 23 年 9 月 30 日

<第三者委員会委員>

委員長 郷原 信郎（名城大学教授・弁護士）

委員 阿部 道明（九州大学大学院 法学研究院教授）

委員 岡本 浩一（東洋英和女学院大学 人間科学部教授）

委員 古谷 由紀子（公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント協会理事）

目 次

はじめに.....	1
第1 調査事項、調査体制及び調査結果の概要.....	1
1 調査事項及び調査体制.....	1
2 社内調査結果の概要.....	2
(1) 7月14日経産省への報告.....	2
(2) 7月29日経産省への報告.....	3
3 弁護士調査チーム調査結果.....	3
4 当委員会の独自調査及び結果の概要.....	4
(1) 事実関係についての別途調査.....	4
ア 「なり済まし」要請疑惑を生んだメール記載の真意.....	4
イ 7月6日の社長会見に至る経緯.....	5
ウ 廃棄対象とされた書類の確認.....	6
(2) コンプライアンス体制についての調査.....	6
(3) 組織風土調査.....	7
ア 九州電力への組織風土企業ドックの概要.....	8
イ 結果の概要と結論.....	8
(4) 九州電力の現状に対する消費者側の見方についての調査.....	8
第2 本問題の企業コンプライアンス問題としての特殊性.....	10
1 電力会社の事業の公益性、事業環境の特殊性.....	10
(1) 電力会社の競争構造.....	10
(2) 総括原価方式.....	10
(3) 原子力発電事業に関する地元への「理解促進活動」.....	10
(4) 国、県との関係.....	11
(5) 福島原発事故による原発事業の環境の激変.....	11
2 本件問題を検討するための基本的視点.....	12
(1) 電力会社にとってのコンプライアンス.....	12
(2) 住民参加型イベントへの電力会社の対応.....	13
ア 開催の目的.....	13
イ 「理解推進活動」の一環としてのイベント.....	14
ウ 議論の経過の透明性確保と住民側の意向把握のためのイベント.....	14
エ 主催者側の認識・認容.....	14

第3 調査結果に基づくコンプライアンス問題の分析・検討..... 15

1 プルサーマル計画及び川内原発3号機増設関係の住民参加型イベントをめぐる問題..... 16	
(1) プルサーマル佐賀県討論会..... 16	
ア 開催の趣旨・目的..... 16	
イ 社員等の動員、討論会の企画・運営への関与、「仕込み質問」..... 16	
ウ 玄海原発3号機へのプルサーマル導入に至る経緯..... 17	
エ 佐賀県のプルサーマル導入事前了解に至る経緯..... 18	
オ 事前了解についての県民討論会の重要性と「仕込み質問」の具体的状況..... 20	
カ 佐賀県側、古川知事側の認識..... 22	
キ 佐賀県討論会後のプルサーマル事前了解への動きの加速..... 22	
ク 佐賀県討論会における「仕込み質問」等のコンプライアンス上の評価..... 24	
(2) 川内原発3号機増設関係の第一次公開ヒアリング..... 25	
2 本件賛成投稿要請..... 26	
(1) 知事発言が本件説明番組の性格に与えた影響..... 26	
(2) 6月21日の面談での古川知事の発言内容..... 27	
(3) 本件賛成投稿要請行為の評価..... 29	
(4) 実行行為者個人の責任のレベルは低い..... 30	
3 九州電力の事後対応をめぐる問題..... 31	
(1) 九州電力側が本件賛成投稿要請の事実を把握した経緯..... 31	
ア 本件賛成投稿要請に関するブログの発見から株主総会用Q&A作成に至る経緯..... 31	
イ 鹿児島県議会での答弁..... 32	
(2) 本件賛成投稿要請問題表面化後の対応..... 33	
ア 7月6日の社長の緊急記者会見における発言内容..... 33	
イ 7月14日の経済産業省への報告..... 34	
ウ 証拠廃棄指示及び証拠廃棄行為..... 36	
(3) 第三者委員会調査への対応..... 38	

第4 九州電力をめぐる問題の本質と信頼失墜の原因..... 39

1 問題の本質..... 39	
2 九州電力の行動の不透明性..... 40	
3 信頼失墜の原因..... 41	
(1) 経営トップの環境変化の把握及び問題認識能力の欠如..... 41	
(2) 関係行政機関との不透明な関係..... 42	
(3) 会社執行部に対する牽制機能の一部不足..... 42	
(4) 会社の人的資源の不活用..... 43	
(5) 原子力部門の閉鎖性、独善性..... 43	
(6) コンプライアンス体制、同関連規定の問題及び危機管理体制の欠如..... 44	

第5 再発防止、信頼回復に向けての提言及び要望	44
1 消費者との直接対話による「企業活動透明化宣言」の実施（提言）.....	44
2 原発立地自治体の首長との不透明な関係の根絶（提言）.....	45
3 原子力部門の社内関し組織の設置（提言）.....	45
4 コンプライアンス部門の一元化・機能強化及び危機管理体制の構築（提言）.....	45
5 社外取締役及び社外監査役による牽制機能の強化（要望）.....	46
6 人事、教育制度の見直し（要望）.....	46
7 消費者への説明の拡大と実質化（要望）.....	46
8 組織風土の悪化の予防（要望）.....	46

はじめに

福島第一原子力発電所での未曾有の原発災害の発生により、社会からの厳しい批判・非難を受け、被災者への巨額の賠償債務にあえぐ東京電力、菅首相の突然の浜岡原発停止要請を受け危機対応を求められた中部電力。東日本大震災による環境の激変の中で、電力各社が、震災前には想定もしなかった事態に直面する中で、九州電力を見舞ったのが、いわゆる「やらせメール」問題であった。

福島原発事故後初の定期検査明けの原発再稼働の是非に日本社会の関心が集まる中、本年6月26日に行われ、インターネット、ケーブルテレビ等で放映された経済産業省主催の「放送フォーラム in 佐賀県『しっかり聞きたい、玄海原発』～玄海原子力発電所 緊急安全対策 県民説明番組～」(以下、「本件説明番組」という)に関して、九州電力が、原発再稼働に賛成する意見のメール投稿を、社員、協力会社、取引先等に要請していた事実が明らかになり、その問題が衆議院予算委員会で取り上げられ、原発再稼働に関する視聴者の意見を当事者の九州電力側が組織的に投稿することで有利な方向にしようとする同社の行動に対して、社会から厳しい非難が行われた。

当委員会は、このような事態を受けて、同賛成投稿要請等の事実についての事実調査、根本原因の分析、再発防止策を策定するために九州電力が設置した第三者委員会である。

当委員会の発足後、上記賛成投稿要請の発端に関して、佐賀県知事との面談という重要な事実が、それまでの会社の公表内容から欠落していたことが明らかになったこと、原子力事業本部による関係資料の組織的な廃棄が行われたこと、当委員会の中間報告等に対して、会社側から反論めいた見解の公表が行われたことなど、異例の事態が相次いだが、当委員会は、日本弁護士連合会の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」でも示されている、この種の第三者委員会は、企業がステークホルダーに対する説明責任を果たすことを目的とするものとの考え方にに基づき、中立的、かつ客観的な観点から調査、検討を行い、当委員会の下で具体的な事実関係の調査を担当した赤松幸夫、梅林啓両弁護士を中心とする弁護士チームも徹底した調査を行った。

本報告書は、その調査結果及び当委員会の検討結果をとりまとめたものである。

九州電力が、本報告書の趣旨を理解し、提言を着実に実行することで、九州地域で圧倒的な企業規模を誇る公益企業としての信頼を回復することを切に願うものである。

そして、さらに、本報告書が、他の電力会社にとっても、震災後の環境の激変の中で、透明な企業活動を通じて環境に適応する企業となるための参考とされることになれば幸いである。

第1 調査事項、調査体制及び調査結果の概要

1. 調査事項及び調査体制

当委員会の調査事項は、本年7月14日、経済産業省に報告書(以下、「7月14日

社内調査報告書」という)を提出した上記賛成投稿要請に関連する問題及び本年7月29日に経済産業省に提出した報告書(以下、「7月29日社内調査報告書」という)において報告された、地元住民の意見聴取等を目的として過去に開催された原子力発電に関する国等の公開討論会等における同様の問題の二つであった。

当委員会における検討の基礎となる事実関係の再調査のため、弁護士からなる二つの調査チームを設置した。

調査チームの一つは赤松幸夫弁護士(赤松・米津総合法律事務所)以下12名の弁護士からなるチーム(以下、「赤松調査チーム」という)であり、本件説明番組に関する7月14日社内調査報告書に係る事実関係等につき、検証のための調査及び所要の補充調査を担当した。

もう一つは、梅林啓弁護士(西村あさひ法律事務所)以下5名の弁護士からなるチーム(以下、「梅林調査チーム」という)であり、7月29日社内調査報告書において調査対象又は参考資料として言及された6つの公開討論会、シンポジウム等の住民参加型のイベントにおける、九州電力による参加呼びかけ、仕込み質問等の活動の有無及び同活動に対する国又は県の関与の有無についての調査を担当した。

赤松調査チームによる調査報告書(以下、「赤松報告書」という)及び梅林調査チームによる調査報告書(以下、「梅林報告書」という)は、本報告書に添付した。

2. 社内調査結果の概要

(1) 7月14日経産省への報告

本件説明番組は、本年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所での事故を受けて、経済産業省が各電気事業者に対して緊急安全対策の実施を指示していたところ、その措置についての確認結果等について同省が立地地域及び国民に説明する一環として、九州電力玄海原子力発電所の安全対策等について、佐賀県民に説明するとともに、質問・意見等に答えるために開催したものである。同番組は、本年6月26日(日曜日)午前10時から11時半まで、佐賀県地方のケーブルテレビでライブ中継された他、ユーストリーム(インターネット)でもライブで配信された。同番組では、視聴者からの意見・質問をユーストリーム、メール、FAXで受け付け、寄せられた意見・質問のいくつかは番組で紹介されることになっていた。

7月14日社内調査報告書には、九州電力による社内外に対する本件説明番組への原子力発電所の発電再開に賛成する意見の投稿要請(以下、「本件賛成投稿要請」という)について、以下のような事実関係が記載されていた。

・本件賛成投稿要請の発端は、6月21日、同社の原子力担当の副社長、原子力発電本部長及び佐賀支店長の三者が、本件説明番組への意見投稿が慎重派中心となりそうなことを懸念し、相談の上、発電再開に賛成する意見の投稿を増やすこと

が必要との認識を共有したことである。

・原子力発電本部内においては、6月22日に、上記副社長及び本部長が、原子力発電本部部長に対して、賛意の参加者を増やすため、説明番組の周知を指示。これを受けた同部長は、同日、具体的な方法を特定せず、部下の課長級社員に番組周知を指示。同日、同課長級社員は、原子力部門の主な協力会社4社の九州電力OBである原子力担当部長に番組を周知するとともに、自らの判断で、賛成投稿要請をメールで依頼し、併せて、社内の原子力部門の管理職にもメールで同内容の依頼を行った。その結果、同課長級社員から要請を受けた者からさらに要請を受けた者を含め、協力会社17名、九州電力社員34名が、賛成意見の投稿を行った。

・佐賀支店においては、6月22日、佐賀支店長が部下である支店部長3名に、賛成意見を増やすことが必要との認識を伝え、対応を検討するよう指示。同日、これを受けた上記支店部長3名が対応を検討し、他の支店幹部に社外への投稿要請を依頼。同日以降、依頼を受けた支店幹部等が、取引会社等に対して訪問等により賛成投稿を要請、この際、取引会社には投稿内容の事例文を持参した。その結果、同支店からの要請による同番組への賛成投稿者は、取引会社75名、お客さま4名、九州電力社員11名となった。

(2) 7月29日経産省への報告

経済産業省の指示による、地元住民の意見聴取等を目的として過去開催された国のシンポジウム等に関する7月29日社内調査報告書には、以下のような事実関係が記載されていた。

・経済産業省の指示に係る国主催のシンポジウムは、平成17年10月2日の佐賀県玄海町における「プルサーマルシンポジウム」、平成22年5月18日の鹿児島県薩摩川内市における川内原子力3号機の設置に係る「第1次公開ヒアリング」の2件である。

・これらのシンポジウム等において、九州電力は、同社社員、協力会社等に対して参加及び発言の呼びかけ、ないしは周知及び傍聴の呼びかけを実施したが、具体的発言内容を示すなどの、特定の意見表明の要請は行っていない。

・参考資料として、経済産業省の指示に係る国主催のシンポジウム等以外の、九州電力又は佐賀県が主催した原子力発電に関する4つの公開討論会・住民説明会についても同様の調査を行ったところ、九州電力社員及び協力会社に対して、周知及び参加呼びかけ、一部では自主的な発言の呼びかけを実施していたが、具体的発言内容を示すなどの特定の意見表明の要請は行っていない。

3. 弁護士調査チーム調査結果

両調査チームによる調査結果は、添付の赤松報告書、梅林報告書のとおりである。

4. 当委員会の独自調査及び結果の概要

(1) 事実関係についての別途調査

当委員会で補足調査ないし確認が必要と考えた以下の事項について、当委員会が関係者に直接ヒアリングを行う等により調査・確認を行った。

ア 「なり済まし」要請疑惑を生んだメール記載の真意

本件賛成投稿要請のために本年 6 月 22 日に原子力管理部 A グループ長（以下、「A グループ長」という）が発信した社内及び社外に対する各賛成投稿要請メールには、「発電再開容認の一国民の立場から、真摯に、かつ県民の共感を得うような意見や質問を発信」という記載（ ）があり、同社外に対する同メールには、「会社の PC では処理能力が低いこと等から、是非、ご自宅等の PC からアクセスをお願い致します」という記載（ ）がある。これらは、九州電力社員又は協力会社社員に、その社員である身分を隠し、一般市民になり済まして投稿することを要請したものと一般には理解されているが、同グループ長は、そのような意図で投稿要請を行ったことを否定している。

同グループ長は、前者の記載（上記 ）について、「これは 5 月 17 日の県執行部に対する保安院説明会の中継において九電の東京支社等が行った書込みの内容を後で聞いたところ、お祭りがどうのこうのというような本質的でない意見を書いていたので、こんどこそ真面目な意見を出して欲しいという意味で書いた」旨を供述し、後者の記載（上記 ）については、本件説明番組が放映された 6 月 26 日は日曜日であったところ、「『休日に会社に来ないといけないのか』と言われていたので、その必要はなく、自宅でやっていいという意味だった」旨供述しているところ、これらの説明には一応の合理性がある。なお、上記 の記載中、「会社の PC では処理能力が低いこと等」との部分に関して、5 月 17 日の保安院説明会の中継に対して同グループ長らが原子力管理部のパソコンで書込みを行おうとした際、画像や音声が進まなくて中継を見ることができなかったことは、赤松報告書記載のとおりである。

また、同グループ長は、「自分は 6 月 22 日のメール送信の時点では、6 月 26 日は、5 月 17 日と同じように、投稿者はアカウントを取得してユーザーストリームのチャットのような形で投稿するのだと思っていた」旨述べている。これはもともと身分を明かして意見を出すことが予定されていないと思っていたのだから、ことさら一般人を装うことを依頼する必要はないという趣旨であり、これも一応の合理性がある。

同グループ長による本件賛成投稿要請については、「自宅のパソコンからの、一市民になり済ましてのメール送信」という点が、「やらせメール」の悪質性の根拠

として強調されたが、その理解は必ずしも正しくない。

このように、本件賛成投稿要請メールが、市民からの投稿を偽装する意図で行われたとの理解は必ずしも正しくないと思われ、そのことを理由に同メールを送信した行為者のグループ長を非難することは適切ではないと思えるが、それは、九州電力が組織的に行った本件説明番組への対応の重大性、悪質性を軽減する理由にはならない。原発事業に関する重要な決定・判断に関して、市民の賛成意見を偽装するというやり方は、玄海原発 3 号機へのプルサーマル導入に関する佐賀県主催の討論会でも、「仕込み質問」という方法で行われた(後記第 3 , 1 (1)参照)。本件賛成投稿要請のメールの文言がどうであれ、社員、協力会社等からの投稿によって番組への意見を原発再稼働賛成が多数であるように見せかけようとした組織的行為としての本件問題の本質は変わるものではない。

イ 7月6日の社長会見に至る経緯

本年 7 月 6 日午後、衆議院予算委員会で、共産党の笠井亮議員から本件賛成投稿要請について質問がなされ、これを受けて同日午後 7 時 30 分より、九州電力社長が単独で記者会見を行い、投稿要請の事実を認めた。この記者会見での対応がその後の本件に対する報道の姿勢、社会の認識に影響を与えたことは後記のとおりであるが、同会見に至る経緯は、関係者の供述等によると以下のとおりである。

上記予算委員会での質問については、九電本店内で国会中継の視聴により把握され、同日午後 4 時半頃、新聞社のインタビューを受けていた眞部社長にメモが差し入れられ、同社長はインタビューを一時中座して、副社長(原子力発電本部長)に対して事実関係を確認するように指示した。

一方、同副社長は、同日午後 4 時前頃、既に東京支社から同予算委員会での質問について連絡を受けており、事実関係の確認のため、原子力管理部長(本件説明番組当時とは異なる人物)を副社長室に呼んだ。同部長は、原子力発電本部 B グループ長(以下、「B グループ長」という)とともに副社長室におもむき、その際、6 月 22 日に社外に向けて発信された賛成投稿要請のメールを、同メールを CC で受信していた同グループ長が印刷して持参した。同副社長は、両名に対して、そのメールに記載された送付先アドレスに該当する協力会社名の確認などを行った。この際、同副社長は国会で問題になっていたのは協力会社への賛成投稿要請であるという認識であり、同部長、同グループ長が同副社長に持参したのも社外向けの投稿要請メールのみであり、6 月 22 日に A グループ長が社内向けに送付していたメールについては、その場で話題になっていない模様である。

なお、A グループ長によれば、同人は、誰かに連れられて上記三者による面談が行われていた副社長室に入ったが、壁際に立って三者の会話を聞いていただけで、何も質問されず、自分からも何も発言していないとのことである。この副社

長室の場面以外においても、7月6日の社長記者会見の前に、Aグループ長に対して直接、メール送付に関して質問ないし確認をした者はいなかった。

その後、午後5時半頃から、社長、同副社長、原子力発電本部副本部長（本件賛成投稿要請当時の原子力管理部長）、原子力管理部長、Bグループ長を含む10名の関係役員等が集まって打合せを行い、投稿要請の事実があったこと確認し、同日の社長による単体会見が決定された。社長単体会見となったのは社長自身の意向であったと認められる。

ウ 廃棄対象とされた書類の確認

赤松報告書(35頁以下)に記載のとおり、本年8月5日に、佐賀支社において、原子力発電本部副本部長の指示によりプルサーマル関係資料の一部が文書廃棄のための文書回収BOXに投棄され、実際に廃棄される前に同BOXから回収、確保されるという事象があった。回収された資料の中には破られてバラバラの紙片になっていたものも多く、梅林調査チームにおいて内容の確認を行うには復元作業が必要であった。

同回収資料の大半は平成16年から18年にかけてのプルサーマル計画関係の書類であるが、一部には、佐賀支店長メモや本件賛成投稿要請メール等の本件説明番組関係の書類も含まれていた。プルサーマル計画関係の回収資料の多くは、佐賀県庁関係者、地方自治体議員等の外部者と九州電力の間の面談等によるやり取りを記録した社内メモであるが、平成17年2月の九州電力主催公開討論会や同年12月の佐賀県主催公開討論会への参加呼びかけに関する資料、同佐賀県主催公開討論会における仕込み質問者の会場における配置図及び仕込み質問用に用意された質問等の、本件調査の対象事項に関する重要な社内資料も含まれていた。

(2) コンプライアンス体制についての調査

九州電力社内のコンプライアンス推進体制としては、まず取締役会の下にコンプライアンス委員会が置かれている（平成14年10月設置）。この委員会は社長を委員長とし、取締役等の社内のメンバーに加えて3名の社外有識者により構成されている。定期的な会合は年2回であって、基本的方針の策定、具体的案件に関する審議と提言、取組状況のモニタリングを実施して、その内容を取締役会に報告する。前回委員会は本事案の発覚前の本年5月であり、次回委員会は本年11月に開催される予定である。

一方で、コンプライアンス委員会の統轄のもとに置かれる日々具体的なコンプライアンスの担当部門としては、コンプライアンス推進部署の役割を地域共生本部の法務担当（総括主管部署）および人材活性化本部が担い、モニタリング部署の役割を経営管理本部が担っている。法務担当の受け持つのは、コンプライアン

ス業務の年度方針と計画の策定、実施状況の把握、行動指針の策定と管理規定の主管、相談窓口（内部告発）の管理運営、講演会の実施などである。また、人材活性化本部の受け持つのは、コンプライアンス教育の方針と年度計画の策定およびその実施と支援、懲戒窓口としての機能、労働関係案件（労働時間やハラスメント）に関する相談窓口の管理運営などである。一方で、経営管理本部はコンプライアンス委員会の事務局（幹事部門）でもあり、委員会の開催、取締役会報告、社外委員対応、不祥事対応を担当しており、また、その他にも、違反事案のモニタリング、コンプライアンス意識調査等も行う。この職務の関連で、今本事業では社内調査を担当することになった。

上記では部門別にその機能を紹介したが、これを機能別に見てみると、コンプライアンスの実行・推進のための指針・憲章・規程の策定と管理は法務担当が担い、それを具体的に実行するのは本店各本部と支社等（それぞれの部署にコンプライアンス責任者を置く）である。また、コンプライアンスの研修・教育は人材活性化本部が担い、それを具体的に実行するのは本店各本部と支社等である。さらに、コンプライアンス相談窓口を管理運営するのは法務担当（労働関係案件のみ人材活性化本部）である。なお、相談窓口は、ここで示す社内のもので（平成 15 年 2 月設置）の他に、社外弁護士事務所にも直接ルートを設置している（平成 17 年 3 月）。最後に、モニタリングやアンケート調査、具体的な不祥事対応を行うのは経営管理本部となっている。

九州電力全グループ会社の CSR を統括するグループ CSR 推進部会（地域共生本部総務担当が事務局）を置き、そのもとに各グループ会社にそこでのコンプライアンスを実行する責任者が置かれている。さらに、九州電力本社の法務担当、人材活性化本部、経営管理本部がそれぞれの分担する機能の範囲でグループ会社のコンプライアンスの状況把握、指導、指示を行っている。

以上のほかにコンプライアンスに関連する部署としては、地域共生本部総務担当が危機管理（自然災害、テロ対応等）のセンターとなっているが、今回のような事案は十分に想定されていなかったものと思われる。また、今回の事案発生後に、再発防止策の確実な実施促進と実施状況のフォローのために、信頼回復推進本部（総務担当が事務局）が設置された。これは、今回の事案への対応を主目的とし、人員も本来の部署との兼務とする組織である。また、リスクマネジメントやコンプライアンスにおいて極めて重要な役割を果たす広報部門のうち、報道対応を分掌するグループは、社長室の中に置かれている。一方、企業不祥事発生の際にその機能が期待される社外取締役は 1 名（全取締役数 14 名）、社外監査役は 3 名（全監査役数 6 名）である。

(3) 組織風土調査

ア 九州電力への組織風土企業ドックの概要

不祥事（組織的違反行為）の温床となりうる組織風土が、九州電力においてどの程度強いかを測定するために、アンケート方式による社会調査を行った。

全社員 11,877 名に回答のためのアクセスコードと暗証を送ったところ、82.3%にあたる 9,779 人が回答した。

イ 結果の概要と結論

結果の概要は別紙 1 に添付するが、「組織的違反」、「属人的組織風土」、「トップダウン的風土」、「職場での被害」などの、コンプライアンス上好ましくない傾向において、九州電力は、これまで既調査の法人組織（多業種、いずれも一部上場）のなかでも、きわめて低く、また、現場主義重視の風土、命令系統明確性の風土など、好ましい傾向においてはきわめて高かった。

また、九州電力の社内各部署の比較では、本件賛成投稿要請にかかわった、原子力発電本部、佐賀支社関係、原子力部門はいずれも組織風土が良好なほうからかなり上位の組織であった。

丹念なデータパターンの吟味によっても、この傾向と矛盾するパターンはまったく見られず、上記知見は、信頼性・妥当性の高い分析結果と認定できる。

また、一般的に、回収率の高さも、コンプライアンス状態の間接指標のひとつであるが、この回収率が短い回答期間にもかかわらず大変高かったことも、上記の解釈を裏付ける。

結論として、九州電力の組織風土関連の諸変数は、きわめて良好な組織風土を示している。

通常の業務であれば、良好に業務が遂行されるような部署で、当該事案が発生していることは、急激あるいは短期的な社会的価値観の転換への対応が間にあわなかったことを反映している。

(4) 九州電力の現状に対する消費者側の見方についての調査

本件賛成投稿要請に関する消費者の意見について、任意にヒアリングした意見をまとめると次の通りとなる。ヒアリング先は消費者団体の会員及び消費者問題の専門家の 13 名（各消費者の意見の詳細は別紙 2 参照）である。これらの声は、今回の事件が消費者にどのような受け止められ方をしたか、にとどまらず、今後の九州電力あるいは行政のあり方への疑問から提案まで幅広い内容が含まれている。

消費者に対する姿勢

- 独占企業になると消費者の声を意識しなくても問題ないということか。
- 九州電力は消費者を全く見ずに、自分たちの立場（いかに原子力推進するか）のことだけを考えてしまっていたのではないか。

九州電力のリスク管理・危機管理に問題

- 証拠廃棄などの隠ぺい行為は許し難い。
- 世論偽装を図るようなことをして、なぜ運転再開を振り出しに戻すような愚かなことをしたのか不可解。
- やらせや隠ぺいの結果企業の存続自体があやうい事例が山のようにあるのに九電さんがそれを自社の身におけなかったということ。

消費者・住民との意見交換のあり方

- 消費者・住民の声は事業を進めるために形式的に利用しているだけではないのか。
- まさにエネルギー政策をどうするかが問題になっており、消費者・住民の意見を真摯に聞くべき時に、自分たちの都合のいい意見にまとめるようなことはしてはいけない。
- 公開の意見交換会の場合、賛同の意見投稿の要請は公平ではない。
- サイレントマジョリティの普通の意見を言う人は、むしろ大変なプレッシャーがかかる。多様な意見を言いあう場であるはず国の意見交換会は、すごくゆがんだ形で運営されているという現状がある。今の国の意見交換会のあり方が適正かを問う必要がある。
- 日本中の市民が不安感を持っているこの時期に、誠実な態度こそが市民（消費者）の理解を得られる。エネルギーの問題は、市民が真剣に議論をする中で決めていくべきである。単純に反対、賛成と短絡することなくじっくりと時間をかけて深い議論をしなくては決められない。反原発をあおるのも推進をあおるのも反対

消費者・国民への情報提供

- 消費者や国民が納得する安全性のデータを出して説明することが先決。
- 消費者に必要な情報をわかりやすく出してほしい。
- 今、電力会社がやるべきことは、手を加えていない資料、情報を開示し市民(消費者)がしっかりと考えられるような場と機会を提供すること。

原子力政策に関する企業・行政の姿勢

- 九州電力だけの問題ではない。
- 国も、電力会社もこれまで推進してきた原子力政策を後退させないよう何らかの手立てを行っても不思議ではない。
- 原発は安全という大前提に立脚した原発政策の流れの中で起きた問題。むしろ行政の責任と一体として論じる必要がある。

原子力問題は冷静な議論が必要

- 今回の問題から原子力は反対という短絡的な議論にならないように、安全性の確認・必要性の是非の議論など冷静な議論が必要。

第2 本問題の企業コンプライアンス問題としての特殊性

1. 電力会社の事業の公益性、事業環境の特殊性

～本件コンプライアンス問題に関連する基本的事実～

(1) 電力会社の競争構造

電力事業については、以前は電気事業法による参入規制によって、全国で10社の各地域の電力会社（以下、単に「電力会社」という）に対して電力の小売供給の地域独占が認められていたが、平成12年から段階的に行われた電力の小売自由化によって、現在では、原則として特別高圧又は高圧で受電する契約電力50キロワット（沖縄は2000キロワット）以上の電力ユーザー（これらのユーザーで全国の年間販売電力量の6割超を占める）は、新規参入の電力小売事業者からも電力の供給を受けることができ、料金も電力小売事業者との交渉で決定することができる。このように、制度上は、大口ユーザーについては、電力会社は新規参入事業者との競争の下に置かれている。

しかし、一般家庭等の小口ユーザーについては、現在も電力会社による地域独占が保たれており、電気料金は公的な規制の下に置かれる一方、電力会社は法令上の供給義務を負う。自由化された大口ユーザー向けの市場についても、平成22年の新規参入事業者の販売電力量シェアは全国で3.5%程度、九州電力の供給区域内では1.2%程度にとどまっている。さらに、一時期議論されたいわゆる送発電分離は見送られ、送電設備を電力会社が独占する構造は現在も維持されている。このように、電力会社においては、一般の企業におけるのと同様の競争環境の下にあるとは到底言えない状況が続いている。

(2) 総括原価方式

自由化されていない小口ユーザー向けの電力料金については、供給約款に定めて経済産業大臣の認可を受ける必要がある（ただし、料金引下げの場合は届出でよい）。電気料金は、電気を供給するのに必要な発電から販売に至るすべての費用（人件費、燃料費、減価償却費、営業費用等）に一定の事業報酬を加えた総原価が電気料金収入と見合うように定められる（総括原価方式）。経済産業大臣による審査の際には、他の電力会社に比べて効率化が不十分と判断された場合は原価が減額査定される仕組み等も存在するが、基本的には、電力会社には価格決定の自由がない代わりに、総括原価方式による料金決定によって一定の利益を保障されていると言え、この点も電力事業の特殊性の一つと言える。

(3) 原子力発電事業に関する地元への「理解促進活動」

日本における原子力発電は、昭和40年代後半からの石油危機以降、国策として

推進されてきたものである。一方で、日本は原爆の被爆国として原子力に対するアレルギーが強く、内外での原子力関連の事故等の影響もあって、その推進には一部に根強い反対意見が存在していた。

こうした中で、原子力発電事業を推進する上では、社会、特に原発立地地域の原子力発電に対する理解が不可欠となる。九州電力では、広報活動の一環として、原子力事業に関連した社会への理解促進活動（PA=Public Acceptance）を行っている。この原子力PA活動には、テレビ、ラジオ、新聞等のメディアにおける広告、著名人を招いての講演会、会社による説明会、原子力発電所見学会、パンフレットの作成等が含まれる。このような活動は九州電力の電力供給地域全般で行われているが、プルサーマルについての玄海原子力発電所のある佐賀県を対象にした広報活動や、川内原子力発電所3号機増設についての鹿児島県を対象にした広報活動なども行われている。

(4) 国、県との関係

原子力発電所については、地域選定から設計・建設、運転、廃止措置の各段階で法律に基づく規制がなされており、国の行政機関による審査等が行われている。例えば、設計・建設段階では、電力会社は原子炉の基本設計を記載した設置許可申請を行い、経済産業省の原子力安全・保安院や内閣府の原子力安全委員会・原子力委員会の審査を経て経済産業大臣の設置許可を受け、さらに工事計画についても経済産業大臣の認可を受ける必要がある。また、運転段階では、原子炉の保安に関する基本的な事項を定めた保安規定について運転開始前に経済産業大臣の認可を受け、運転に際してこれを遵守しなければならないほか、その遵守状況について原子力安全・保安院による年4回の保安検査を受ける等の規制が行われている。

原子力発電所が立地する地域の地方公共団体と電力会社との間では、原子力安全協定が結ばれ、異常発生時の迅速な連絡・通報義務や、施設の増設や変更に対する地元の事前了承等が定められている。

(5) 福島原発事故による原発事業の環境の激変

3月11日の東日本大震災に伴う福島原発事故の発生により、原子力発電事業をめぐる環境は激変した。

福島原発事故前においては、原発事業は、「絶対安全の神話」を前提に、進められてきた。原発を保有する電力会社にとっては、できるだけ多くの国民にその神話を、従来どおり信じ続けさせること、とりわけ、原発によって重大な影響を受ける可能性のある原発施設周辺の住民に、原発の必要性、安全性についての理解を得ることが重要であった。

エネルギーの大部分を海外に依存する日本にとって、原発事業を推進することは重要な国策であり、それは電力供給を受ける多くの国民に支持されていた。「絶対安全の神話」を正面から否定し、原発の危険性を強調し、原発の建設等に反対する原発反対派は異端視される傾向にあった。国策としての原発推進への理解を求めため、反対派の発言・主張に、原発の周辺住民が惑わされないようにするための様々な活動に電力会社に関わることは、社会的にも正当な行為のように思われてきた。

しかし、福島原発事故で「制御不能になる施設」の恐ろしさを目の当たりにしたことで、原発の「絶対安全」の神話は崩壊した。多くの国民は、原発が「絶対安全」ではなく危険な施設であることを実感し、その安全性を相対的に高めるための努力が不可欠であることを改めて認識した。エネルギー源としての経済的重要性を認め、本来的に危険な原発を取って稼働させていくかどうかの判断が、国民にとって極めて重要なものとなり、それに関して、原発施設の安全対策が万全のものと言えるのか、原発事業を運営する電力会社が、いかなる事態が発生しても安全を確保のための万全の措置をとり得る能力を有しているのか、信頼できる存在なのかが最大の社会的関心事となった。

それに伴って、原発を運営する電力会社は、安全確保に向けての取組みと組織の信頼性が、周辺地域の住民及び国民全体から評価されることになった。「絶対安全」を前提に、周辺住民の理解のための活動を行う立場から、原発を運営する事業者としての適格性について社会から公正な審判を受ける立場になったのである。

2. 本件問題を検討するための基本的視点

(1) 電力会社にとってのコンプライアンス

電力会社にとって、「社会の要請に応えること」としてのコンプライアンスは、市場原理の下で、良質で安価な商品、サービスを提供することをめぐる自由競争に対応し、収益を確保するための事業活動を行うことが、基本的に社会の要請に応えることにつながる一般の民間企業とは、その構造が基本的に異なる。

電力会社のコンプライアンスの根本には、事業の公益性がある。地域独占によって、一般の電気需要者には供給者選択の自由がなく、総括原価方式によって基本的に事業収益が保障されている電力会社にとって、獲得した利益も、それによって形成した事業資産も、電気の安定供給を中心とする多くの公益的使命を果たすために、社会から託されたものに過ぎない。

一般の民間企業の場合に、経営者が、自らの事業上の意思決定について、事業損益という結果責任を問われるのに対して、電力会社の場合には、経営者にとって裁量の幅は狭く、「経営判断の自由」にも本来的に制約がある。

その分、電力会社には、公益を担う事業者として、その事業の状況に関して、適

宜適切な情報開示を行うことによる透明性の確保と、説明責任の履行が強く求められる。

しかし、いずれも、各地域における優良企業であり、社会からも高度の信頼を得てきた電力会社は、電力供給のための施設を安全に運営し、電力の安定供給の義務を果たしている限りにおいては、その事業について情報開示や説明責任が問題にされることはなかった。過去に、東京電力における原子力発電所自主点検データの不正問題、北陸電力における志賀原発一号機臨界事故隠蔽問題、中国電力における俣野川発電所（土用ダム）安全データ捏造・隠蔽問題など、電力会社の事業に関して問題が発生し、社会的批判を受け、情報開示、説明責任が問題にされることもあったが、その多くは一過性の事象に終わり、電力会社に対する信頼が根本から揺らぐことはなかった。

しかし、福島原発事故によって、原発立地地域の多くの住民が、放射能汚染による恐怖にさらされ、長期にわたる避難生活を余儀なくされただけでなく、原発から遠く離れた地域においても、目に見えない放射性物質の拡散による被害への不安を実感させられたことで、国民の電力会社を見る目は大きく変わり、電力会社に対する社会の要請も大きく変化した。

電力会社が、原発という本来的に危険な施設の運営を委ねられる信頼できる企業であるか否かが厳しく問われ、地域独占、総括原価方式を前提とする従前のような電力会社の経営形態を維持することの是非も議論されるに至っている。

福島原発事故によって、国民の多くが、電力会社の事業による危険性を実感したことで、電力会社が本来的に負っている情報開示義務、説明責任が顕在化したものと言える。

(2) 住民参加型イベントへの電力会社の対応

ア 開催の目的

原発の設置、施設変更、稼働等に関しては、国の規程に基づく公開ヒアリング（梅林報告書 32 頁参照）電力会社主催の説明会、立地自治体等による公開討論会等の住民参加型イベントが多数開かれてきた。本件説明番組も、経産省側からの説明に関して、地域住民を含めた出演者が質問を行うほか、メール、ファックスによる意見、質問を番組内で紹介する視聴者参加型の構成をとった番組であり、類似した性格の住民参加型企画と言えよう。

これらの住民参加型イベントにおいて、九州電力が行った、参加呼びかけ、仕込み質問、陳述人の確保等が、今回の調査の対象となっている。

これらのイベントの目的・機能としては、次のようなものが考えられる。

原発の設置、施設変更、稼働等に関して、原発立地地域や周辺の住民に、必要性、安全性に関する説明を行って、理解を深めること。

原発をめぐる問題について、専門家、有識者、住民による公開の場での質疑・討論を行い、議論の経過についての透明性を確保すること、
国、立地自治体等の主催者側が、原発の建設や稼働に対する地域住民の意見・質問を聞き、施設の安全性等への理解の程度や住民側の意向を把握した上で、原発の設置、施設変更等についての判断を行うこと。

多くのイベントでは、これらの目的が混在しており、その目的との関係で、参加呼びかけ、仕込み質問等の電力会社側の対応の評価も異なる。

イ 「理解推進活動」の一環としてのイベント

地域住民の理解を深めるという の目的で行われるイベントは、電力会社の地元への「理解推進活動」の一環として行われるものであり、地域住民に参加を呼びかけることは目的に沿うものである。また参加者に事前に質問を依頼することも、活発な質疑応答を通じて参加者の理解を深めることができるのであれば、理解推進活動の目的に沿うものと言える。それによって、他の参加者の質問、意見を阻害したりすることがない限り、特に問題はない。もっとも、公開のイベントにおける質問・意見の内容や議論の経過は、地域住民の世論形成に影響を与える面もあるので、電力会社側が行う参加者動員や質問の依頼や仕込みも、その程度によっては問題となり得る。

ウ 議論の経過の透明性確保と住民側の意向把握のためのイベント

地域住民の意向の把握を主たる目的として行われるイベントの典型が、国の公開ヒアリングである。また、 の議論の透明化を主たる目的として行われるイベントであっても、そこでの議論の状況が、原発の施設変更や稼働の可否の判断材料の一つとされる場合もあり、その場合には、 の目的も含むこととなる。

このような場合には、開催の趣旨としては、地域住民の側の自主的な参加、自主的な意見の表明、自由な議論が行われることが求められているのであり、原発の設置、稼働等をめぐる問題の当事者である電力会社は、その議論の経過に介入すべきではない。

梅林報告書によれば、このような目的で開催された佐賀県主催の討論会、国主催の公開ヒアリング等で、九州電力側が大規模な参加の呼びかけを行ったり、社員に「仕込み質問」を行わせたり、意見陳述人を確保したりした事実があり、これについては、地域住民の意向についての主催者の判断を誤らせ、当該イベントの開催の意義を失わせるというコンプライアンス違反の問題が生じる。

エ 主催者側の認識・認容

ここで問題になるのは、それらの同社の行為について、主催者の県や国が認識し、

容認していた事実が存在することである。

本件説明番組についても、赤松報告書によれば、原子力発電本部で行われたメールによる社員への賛成投稿要請においても、知事公舎での佐賀県古川知事の発言が記載されたメモがファイル添付され、知事が賛成投稿を要請している、との認識の下で投稿要請が行われていることは明らかであり、同知事の発言の真意はともかく、同番組の主催者的な立場である佐賀県知事の意向に沿うものとの認識で賛成投稿要請行為を行ったものであることは明らかである。

これらの行為が、主催者側の意向に従うものと認識して行われたのであれば、少なくとも、主催者側の意向に反して、開催の目的を阻害する行為を行う意図はないということになる。イベントの開催趣旨に反する行為を認識・容認していたとすれば、問題は、むしろ、主催者側にあるのであり、電力会社側の行為の問題性は、そのような対応を行った主催者側に協力したことが中心となる。

その場合、電力会社側の行為の問題性の大きさは、国、県等の主催者側の行為の問題性の大きさに影響されることになるのであり、電力会社側の行為の問題性を評価するためには、主催者側の行為の問題の大きさを評価することが必要と解されるが、国の行為については、既に、経産省において第三者委員会が設置され中立的、客観的な立場からの調査・検討が開始されているのであるから、当委員会としては、本件調査によって把握した主催者側の行為に関する情報を、九州電力を通じて同委員会に提供し、その評価は同委員会に委ねることとした。

一方、県民討論会等における佐賀県側の行為については、当委員会が中間報告で、九州電力側の大規模な参加呼びかけや社員による「仕込み質問」の事実を指摘し、これらの行為への県側の関与が「今後の調査事項」であると述べたにもかかわらず、現時点では、佐賀県の側は、これら行為への関与を全面的に否定するのみで、第三者委員会等の設置等によって中立的、客観的な立場からの調査を行う動きもない。そこで、当委員会としても、調査結果に基づいて、必要な範囲で、主催者としての佐賀県側の行為についても評価を行わざるを得ないものと判断した。

第3 調査結果に基づくコンプライアンス問題の分析・検討

当委員会が調査の対象としたのは、本年7月14日に九州電力が経済産業省に提出した本件賛成投稿要請等に関する社内調査報告書に係る事実関係、同月29日に同社が同省に提出した社内調査報告書において調査対象又は参考資料として言及された6つの公開討論会、シンポジウム等の住民参加型のイベントにおける、九州電力による参加者動員、仕込み質問等の活動の有無及び同活動に対する国又は県の関与の有無である。委員会設置の直接の契機となったのは であるが、 に関する事実の中には、 の背景となった事実も含まれているので、時間の経過にしたがい、まず、 に関する調査結果に基づき分析・検討を行い、その後、 についての分析・検討を行うこととする。

1. プルサーマル計画及び川内原発3号機増設関係の住民参加型イベントをめぐる問題
梅林報告書では、プルサーマル計画及び川内原発3号機増設関係の6つの住民参加型イベントについて、九州電力側の参加の呼びかけ、「仕込み質問」、意見陳述者の確保等の問題が指摘されているが、このうち同社のコンプライアンスに関して重要と考えられるのは、平成17年12月25日に開催された玄海原発3号機へのプルサーマル計画に関する佐賀県主催の公開討論会（以下、「佐賀県討論会」という）における多数の社員の参加呼びかけ、「仕込み質問」の問題と、川内原発3号機増設関係の第一次公開ヒアリングにおける意見陳述人確保の問題である。この二つのイベントにおける九州電力側の行為について、コンプライアンス上の問題を検討する。

- (1) プルサーマル佐賀県討論会

- ア 開催の趣旨・目的

同討論会の開催の目的について、主催者の佐賀県は、公式には、「玄海原発3号機へのプルサーマルの導入計画に関して、プルサーマルを推進する立場、慎重な立場双方が一堂に会し、その安全性を議論していただくため、」とされており、前記第2, 2(2)アの3つの目的のうち、の「公開の場での質疑・討論を行い、議論の経過についての透明性を確保すること」であるように説明している。

また、プルサーマル導入への事前了解を最終判断する古川知事自身が討論会に参加し、そこでの質問・議論の状況や、参加者のアンケート結果を、その後の事前了解の判断に結び付けていった経緯等に照らすと、同説明会の重要な目的は、参加者の意見の動向から地域住民の安全性への理解、プルサーマル導入への賛否を見極め、それを前提に佐賀県として事前了解の判断を行うこと、すなわち、前記第2, 2(2)アの が主たる目的だったものと思われる。

このような目的で行われるイベントにおいては、地域住民の側の自主的な参加、自主的な意見の表明、自由な議論が行われることが求められるのであり、電力会社側が、参加者の構成や、議論に介入する行為は、開催目的を阻害するものと言える。

しかし、梅林報告書によれば、同討論会においては、極めて露骨なやり方で、社員等の動員、「仕込み質問」を行っていた。

- イ 社員等の動員、討論会の企画・運営への関与、「仕込み質問」

梅林報告書によると、同討論会においては、九州電力が、同社社員、協力会社、地元関係団体等に対する参加呼びかけを行った結果、一般参加者の応募者1000名のうち、約655名が「九州電力関係者」からの応募者であった。当日の入場者数717名中何名が「九州電力関係者」であるかは不明であるが、参加応募者に占

める割合から考えると、入場者数のうちの相当な割合が「九州電力関係者」であったと考えられる。

また、同報告書によると、九州電力は、佐賀県から要請されて、パネリストの候補者に関する資料を整理して提供していたほか、コーディネーターに対する説明資料、原子力推進派パネリストの発言骨子、シナリオ案、進行台本等を作成し、佐賀県に提供していた。

このように、玄海原発3号機へのプルサーマル計画について、佐賀県に事前了解願いを出して判断を受ける立場である九州電力が、討論会の企画、進行に深く関与し、自社や協力企業、取引先の社員等に参加を呼びかけて大量に動員し、九州電力社員による「仕込み質問」を多数用意したことにより、賛成の立場からの質問者のほとんどを「仕込み質問者」が占めることになった。

同討論会は、議論の経過の透明性の確保という目的にも、安全性への地域住民の理解の程度を把握するという目的にも著しく反するイベントになったことは明らかであり、九州電力側の行為には、重大な問題があると言わざるを得ない。

ところが、梅林報告書によれば、同討論会は、同社が社員等に参加を呼びかけ、企画、進行等について佐賀県側と九州電力側との緊密な連携協力の下に行われ、主催者である佐賀県側が認識し、容認した上で「仕込み質問」が行われていた。

議論の経過の透明性の確保、安全性への地域住民の理解の程度の把握という同討論会の開催目的を阻害する九州電力側の行為が、何故に、主催者の佐賀県の意向を受けて行われたのか、同社の行為を電力会社のコンプライアンスという観点からどう評価すべきなのか。それらの背景となった国のプルサーマル計画の経緯、玄海原発におけるプルサーマル導入に向けての佐賀県側と九州電力側の関係に照らして考える必要がある。

ウ 玄海原発3号機へのプルサーマル導入に至る経緯

プルサーマルとは、使用済みウラン燃料からプルトニウムを取り出し、燃えにくいウランなどと混ぜて作ったMOX（混合酸化物）燃料を既存の原子炉で燃やすもので、原子燃料の有効活用が行えるなどの利点があるとされるが、プルサーマル特有の安全性面での懸念等の問題点を指摘する声もあった。日本では、平成9年にプルサーマル計画を中心とする核燃料サイクルの推進に関する方針が閣議了解され、同年には電気事業連合会が平成22年までに16から18基の原子力発電所でプルサーマル計画を実施する計画を公表していたが、その後、平成11年の東海村JCO臨界事故、平成14年の東京電力原子力発電所の自主点検データの不正問題等の原子力発電に関する事故や不祥事が相次ぎ、プルサーマル計画の実施は遅れた。平成16年4月には、福井県知事が関西電力高浜3、4号機のプルサーマル計画を了承する意向を伝えたが、同年8月に関西電力美浜3号機で死亡

事故が発生したため、福井県が計画の一時凍結を表明するという事態が発生している。また、東京電力柏崎刈羽原子力発電所や福島原子力発電所におけるプルサーマル計画は、地元の反対のために前に進まない状態だった。

このような経緯のなかで、平成 16 年 4 月 28 日、九州電力は玄海原子力発電所 3 号機で平成 22 年度までを目途に、プルサーマルを実施する計画を決定し、同年 5 月 28 日に国に原子炉設置変更許可を申請、併せて安全協定に基づき、佐賀県及び玄海町へ事前了解願いを提出した。

国は、安全審査を経て、平成 17 年 9 月 7 日、上記原子炉設置変更許可申請に対して許可を行った。

エ 佐賀県のプルサーマル導入事前了解に至る経緯

このようにプルサーマル計画は、東京電力、関西電力等では様々な要因により計画が前に進まない状況の下で、九州電力が玄海原発 3 号機で初めての導入をめざしていたものであった。

プルサーマル導入のような原発施設の重要変更については、電力会社と原発立地自治体との安全協定に基づき、自治体の事前了解が必要とされているが、その権限は自治体の首長に帰属し、本来は首長自身の判断で事前了解を行うことができるはずであるが、各地で住民の反対等によって前に進めない状況にあったプルサーマル計画については、佐賀県民の間でも根強い反対意見があり、住民投票や住民全体からのアンケートのような方法で、直接的に住民の意向を確認する方法によって行った場合、プルサーマル導入反対が多数を占め、他の電力会社の原発と同様に導入計画が前に進まなくなってしまう恐れがあった。

しかし、一方で、梅林報告書（29 頁以下）で述べているように、古川知事は、実父が長年同社の社員として玄海原発の建設、地元住民に対する理解推進活動に携わっていたことなどから、九州電力寄りの知事との見方をされることを懸念し、少なくとも外形上は、九州電力とは距離を保ちながら対応していた。そのような同知事の立場からは、プルサーマル導入に反対する県民の声を無視して、事前了解を強行した場合、古川知事が、政治的に大きなダメージを受ける恐れがあり、地元住民の意向、安全性への理解の程度を慎重に見極めつつ、事前了解の判断を行う必要があったと思われる。

梅林報告書（9 頁以下）で述べているように、古川知事は、事前了解の条件として、九州電力側に「地元や地域住民や県民が納得できる姿で議論を進めていきたい」と要望していたが、その意図は、住民の意思を直接確認するのではなく、住民参加型イベントを開催し、その議論を通して県民が納得できるかどうかを確認しつつ、事前了解を行えるような状況を作っていくことにあった。

しかし、プルサーマル導入に対して、一般的には、地元住民の関心は希薄であ

り、関心を持つのは導入に慎重な意見の住民が大部分であるため、住民参加型イベントを開催しても、その場が導入に消極的な意見、議論に支配されることは目に見えていた。

九州電力側としては、国の安全審査が行われたことで、安全性は客観的に確認されているとして、導入慎重派の声が支配的になることが予想される住民参加型イベントなどの公開の場での議論ではなく、新聞や雑誌上の討論会等を開催することで地域住民の安全性への理解を深めるという方法をとることを古川知事に期待していた。しかし、同知事の側では、それによってはプルサーマル導入に対する県民の理解が得られないと考えており、住民参加型イベントで安全性への理解の浸透を図り、公開の場での議論や質疑の状況によって地域住民の安全性への理解を確認する方法にこだわっていた。

そのような知事の意向を受けて行われた最初の住民参加型イベントが、平成 17 年 2 月 20 日に玄海町で開催された九州電力主催のプルサーマルに関する公開討論会（以下、「九電討論会」という）であった。

梅林報告書（18 頁以下）によると、同討論会では、専門家 4 名のほかに、パネルディスカッションでのパネリスト 6 人を、佐賀県在住者を中心に九州在住者を応募資格として公募し、九州電力において選定する形をとったが、その応募状況は、原子力推進派 3 名、慎重は 14 名、中立 3 名と圧倒的に慎重派が多く、しかも、最終的に選定された推進派 2 名及び中立派 2 名は、いずれも九州電力がパネリストへの応募を案内し又は依頼したものであった。

このような応募状況の下で、当初は、6 名のパネリストを推進派、慎重者から各 3 名選出することとされていたが、最終的には、推進派、慎重派、中立派から各 2 名という構成とされたものであり、しかも、中立派 2 名も実質的には推進派に近い立場であった。

本来は、九州電力主催の討論会等であるから、パネリストをどのように選定しようと同社側の自由である。しかし、同討論会では、パネリストの選定について、佐賀県在住者を中心とする九州在住者のプルサーマル導入への世論を反映した公正な人選をすることを表明していたものであり、しかも、パネリストが「公平に人選」される討論会であることを、古川知事自身がラジオ番組等で「私ども県から強い要請をして、賛成派の人ばかりではなくて、きちんと今回の計画に慎重な人も同じだけの数入ってもらって、ニュートラルな意見交換ができるように、ということで行う、全国で初めてのものです」と紹介していた。

九電討論会は、そのような特殊な開催趣旨の討論会だったのであり、住民参加型イベントとしての目的は、むしろ、前記第 2 , 2 (2)アの の「原発立地地域や周辺の住民に、必要性、安全性に関する説明を行って、理解を深めること」と並んで、 の「公開の場での質疑・討論を行い、議論の経過についての透明性を確

保すること」にも重点があったと言ふべきであろう。九州電力が、参加者にも、地域住民、佐賀県民にも知らせることなく、パネリスト応募者は慎重派が圧倒的に多数であるのに、逆に、実質的に推進派が多数になるように選定したことは、そこで必要とされる「議論の透明性」を損なう重大な問題だと言わざるを得ない。

しかも、この九電討論会のコーディネーターを務めたジャーナリストは、当時、内閣府原子力委員会の委員として、国の原子力発電政策の推進に関わっている立場であり、中立性に疑問があった。

古川知事は、九電討論会が行われた後の2月22日のラジオ番組「ラジオ知事室」において、「九州電力には、こちらのほうから、一方的な説明にならないように、きちんと慎重な方、反対されている方の意見も公平にくみ取るような場にしてほしいということを強くお願いをしてきました。(中略)実際に出た人間の報告を聞き、またビデオも見させてもらったんですけども、大変に良い進行だったと私は思ってます、関係者の方々に非常に感謝を申し上げたいと思います。」と述べて、九電討論会を評価する発言をしている(別紙3参照)。

しかし、古川知事が、求めていた「賛成派・反対派の両方からの公平な議論」は、パネリストの選定においても、司会進行においても推進派の方向へのバイアスが働いており、この段階から、九州電力によって「作られたイベント世論」だったと言わざるを得ない。

続いて同年10月2日には、古川知事の強い要請によって国主催のプルサーマルシンポジウムが開催された。九州電力は、社員等に参加を呼びかけたほか、シナリオ案の作成、Q & Aの作成、専門家の発言内容の提案などを行って開催に協力している。

同シンポジウムでは、九州電力側は、後に佐賀県討論会で行ったような「仕込み質問」などを行わなかったため、質問者がプルサーマル導入慎重派に偏る結果になってしまった(梅林報告書21頁)。

これに対して、古川知事は、同シンポジウム開催後の10月4日のラジオ番組「ラジオ知事室」で、第二部の安全性についての議論が進まなかったことに不満を述べ、次の佐賀県主催の討論会では、質問の時間を長くして、賛成派、慎重派の両方からの議論をする必要があるとの意見を述べている(別紙3参照)。

オ 事前了解についての県民討論会の重要性和「仕込み質問」の具体的状況

同年12月25日に開催された佐賀県討論会は、九州電力主催、国主催の公開討論会等を経て、最後の締めくくりの公開討論会として行われたものであり、「地元や地域住民や県民が納得できる姿で議論」を経て、安全性についての地域住民の理解を確認した上でプルサーマル計画に対する事前了解の判断を行うという古川知事の方針の下では、事前了解のプロセスの中で極めて重要な意義を持つも

のであった。

しかも、上記のように、古川知事自身から、質問の時間を長くした上、推進派、慎重派の両方の立場からの意見・質問が出るようにすることが強く求められていたことから、

今までの状況を考慮すると「賛成派からの質問・意見」が出るが必要とされていた。九州電力としては、「賛成の立場からの質問」が参加者から自発的に出ることが期待できない以上、それを何らかの形で作り上げることが不可欠になった。

九州電力は、そのような状況下で「仕込み質問」を行ったほか、自社、協力会社、取引先業者等に討論会への参加を呼びかけて、大量に参加者を動員したものである。同討論会に至る経緯からも、それらは、まさに佐賀県サイドの意向に沿って行われたものと思われる。

同討論会の動画は、現在も佐賀県のホームページで公開されている。質問の流れ、具体的状況を見ると、九州電力による「仕込み質問」が同討論会の開催目的を阻害するものであったかがわかる。

第二部の質問コーナーに入ってから 3 人目までの質問者が、いずれも「仕込み質問者」であったことが、梅林チームの調査によって明らかになっている。質問者の多くは、手元の手帳や紙を見ながら、ほとんど九州電力が用意した質問原稿のとおり発言している（別紙 4 参照）。内容は、いずれもプルサーマル賛成の立場からの質問、或いは、推進派パネリストの回答を引き出す質問である。たとえば、最初の質問を行った九州電力の社員は、「危ない、危ないと言われて、玄海 1 号機が運転を開始して 30 年近くになるが、私の家の方で作っている米とか野菜が放射能の影響売れなくなったという話は聞かないし、私の友達が原発で働いているが、放射能の影響で具合が悪くなったという話も聞かない。というのは、国とか県とか、実際に運転している九電が放射線を管理しているからだと思う」と、農業従事者という一般市民からの質問であるともとり得る発言をし、その中で、九州電力の放射線管理が信頼できると述べているのである。

そして、梅林報告書も指摘しているように、最後の二人の質問者は、九州電力の社員の「仕込み質問者」が指名されている。動画を見ると、その質問内容も、用意されていた質問原稿のとおり「仕込み質問」であるが、特に、最後から 2 番目の質問者は、「本日の討論会を聞いてイメージより安全ではないかと感じた」「もし事故を起こした時に国や九州電力は責任をとります、その体制も築いています、と言われた」「原子力の専門家が自分のプライドにかけて安全と言えないものに賛成はされない」などと「締めくくり」的な内容の質問をし、その中で、市民の側からの九州電力への信頼、信任を表明するような発言をしている。このような質問が、事前に九州電力によって仕込まれたものであったことがわかって

いれば、会場の一般参加者、ケーブルテレビ等で視聴していた佐賀県民は一体どのように思ったであろうか。これらの具体的な発言内容からすると、同討論会における「仕込み質問」は露骨であり、市民、県民を欺くものと評価されると思われる。

カ 佐賀県側、古川知事側の認識

梅林報告書(28頁)で述べているように、九州電力が作成して佐賀県に提供していたシナリオ案の中には、質問が慎重・推進に偏らないようするための工夫や、最後の質問は「推進の質問」で終わるようにするなどの記載が見られること、九州電力が、佐賀県との打合せ内容をまとめた議事録に、質問者の席の配置が決まってから、質問者の席を確認する方法を検討する旨の記載があることなどから、「仕込み質問」が佐賀県側に事前に報告された上で行われたことは疑いのないところである。

さらに、古川知事についても、何らかの形で「仕込み質問」が行われていることの認識が全くなかったと言えるのか疑問がある。

まず、古川知事も、その種の公開討論会において、推進・賛成の立場からの質問が出にくいことは認識していたはずである。国主催のプルサーマルシンポにも参加し、質問が慎重派ばかりになったのを見て、その認識を一層強く持っていたはずである。

その古川知事が、第二部の質問コーナー冒頭で、プルサーマル導入賛成の立場からの質問が相次ぎ、また、最後も、「プルサーマルは安全」という認識の質問で締めくくられたのを見て、「仕込み質問」であることに全く気づかなかったとは考えにくい。

キ 佐賀県討論会後のプルサーマル事前了解への動きの加速

佐賀県討論会では、(実際にはほとんどが九州電力側の「仕込み質問」であったが)賛成の立場からの質問も多数出され、終了後のアンケートでは「安全に対する理解が深まった」との回答が多数を占める結果となり(回答者の多くが「九電関係者」であったと考えられる)、参加していた古川知事は、討論会終了直後に記者のインタビューを受け、「プルサーマルの安全性ということについては、理解が深まったという印象を受けている」「安全性そのものについては、もともと議論のテーマというのがあって、論点は出尽くしたのではないかと思う。」などと発言し、同討論会により議論及び安全性に対する理解が深まったという認識を示した。

そして、古川知事は、討論会の2日後の12月27日、前記「ラジオ知事室」に出演し、以下のように発言した。

「賛成とおっしゃる方、学者先生やフロアからのご意見というのは科学的知見があって、一定の、これまでの他の国における成果というものもあるんで、進めてもらっていいのではないかというふうなご意見でありました。一方で、慎重に考える方からは、いままでは安全といっても万が一ということもあると、そういったことも考えるべきではないか、というご意見であるとか、そもそも安全審査というものがはたして納得のいくものなのかどうか、そういったような意見が出ました。今回、プルサーマルの安全性というのがポイントだったんですけども、プルサーマルそのものが安全かどうかという点については、私は安全であるとおっしゃっていた説明に説得力があったと思っています。」(別紙3参照)

同知事は、佐賀県討論会が、専門家のみならず会場からも推進派、慎重派双方から意見・質問が出され、推進派の意見には科学的知見があり、説得力があったと、自ら評価したのである。

続いて、翌平成18年1月4日の年頭の記者会見で、「県としては県主催の公開討論会をやって、その必要性、そして安全性について、論点はある意味出尽くしていると思っていますので、県として何か長引かせるという理由はないと思っています。」と述べて、プルサーマルの事前了解について早期に判断する方針を示し、同年2月7日に、佐賀県として「プルサーマル安全宣言」を行った。その際、古川知事は、記者会見の中で、前年12月に開催したプルサーマルの安全性をテーマにする佐賀県主催の公開討論会で、プルサーマルを推進する立場、慎重な立場の双方からの議論があったことにも言及した。

そして、同年3月26日、佐賀県は、九州電力に対してプルサーマル計画についての事前了解を出し、日本で初めてのプルサーマル計画が実現するに至った。

このような経過を見ると、佐賀県討論会は、玄海原発3号機へのプルサーマル導入に対する佐賀県の事前了解に至る手続きの中で重要な意義を持つものであり、その質問コーナーで、会場からも賛成の立場からの意見が多数出て、それが説得力があったことが、その後、古川知事が事前了解の判断を行う上で極めて大きな意味を持つものであったことは明らかである。

しかし、実際には、この「説得力ある賛成の立場からの意見」というのは、九州電力が事前に用意した質問原稿に基づくものであり、プルサーマルを導入しようとする当事者の企業によって作られたものであった。

梅林報告書(29頁)でも述べているように、同討論会での会場からの意見は、表面的には、賛成と反対の双方からの質問が、公平に出ているようにも見えるが、九州電力が行った仕込み質問の結果として、賛成の立場からの質問者は、8名中7名が仕込み質問者であり、自発的な意思で賛成の立場から質問しようとした者の存在の有無自体が不明確となってしまっているのである。

ク 佐賀県討論会における「仕込み質問」等のコンプライアンス上の評価

これまで述べてきた佐賀県におけるプルサーマル事前了解に至る経過から、古川知事の意向によって「作られたイベント世論」が重要な要素となって事前了解が行われたことは明らかである。

梅林報告書(29頁以下)によると、九州電力は、古川知事は、九州電力の良き理解者であり、九州電力の原子力事業やプルサーマル計画に対して、肯定的で前向きな姿勢を有しているものと受け止めており、古川知事が、最終的には事前了解を行うであろうという感触を得ていたからこそ、事前了解願いを提出した。その一方で、九州電力は、古川知事が、実父が九州電力のOBであることも関係してか、九州電力とは距離を保ちながら対応していると認識しており、このような古川知事との微妙な関係を意識し、少なくとも外形上は、近くなりすぎないように注意を払いつつ、佐賀県及び古川知事の意向を忖度しながら、取った行動の一つが、仕込み質問であったものとされている。

同報告書では、古川知事の意向の「忖度」という言葉を用いているが、本報告書で、これまで述べたところによれば、むしろ、「仕込み質問」についても古川知事が認識していた疑いも払しょくできないところである。

東京電力、関西電力等のプルサーマル計画が相次いで頓挫し、原発立地地域住民の理解を得て同計画を導入することは容易ではない中、玄海原発3号機で全国初の同計画導入をめざした九州電力、とりわけ、原子力部門の役職員にとって、表面的には、同社との距離を保ちつつ、最終的には必ず事前了解を行ってくれるであろう古川知事存在は、まさに「希望の灯」とも言えるものだったはずである。同知事が、最終的には事前了解を与える意図の下に、「地元や地域住民や県民が納得できる姿で議論」するという「外形」を作るため、住民参加型イベントの開催を求め、そこでの「賛成世論」にこだわっていた以上、九州電力側としては、そのような同知事の意向を、「仕込み質問」を行ってでも、賛成・慎重の質問のバランスがとれるようにすることを求めていると受け止めていたものである。九州電力の側としては、古川知事の意向に沿うものとの認識がなければ、「仕込み質問」をふくむ同討論会への対応を行うことはできなかったと思われる。

また、後に述べるように、知事公舎での面談等に見られる本件賛成投稿要請をめぐる九州電力と古川知事との関係、そして、当委員会における調査開始後も、当委員会の中間報告への「独自見解」を公表するなどして異様なまでに古川知事を擁護し続ける九州電力経営陣の姿勢等を考慮すると、プルサーマル計画の事前了解に至る上記の過程に関しても、同社の経営トップと古川知事との間に、何らかの意思疎通があったと見るのが合理的であり、一連の公開討論会等に関与した当時の担当者や、原子力部門の幹部の行動は、むしろ、会社トップの方針に沿ったものであった可能性が高いと考えられる。

プルサーマル計画に関して行われた、県民討論会における「仕込み質問」等の行為は、事業活動の透明性が強く求められる電力会社にとって許容できないコンプライアンス違反行為と言うべきである。しかし、それに至る経過等に鑑みれば、それは、玄海原発3号機へのプルサーマル導入をめざす会社の方針に基づいて行われたもので、その責任は、もっぱら会社上層部にあると解すべきであり、それらを実行した担当部門の社員の個人的責任を問うことは適切ではないと考えられる。

さらに重要なのは、プルサーマル計画をめぐる佐賀県側と九州電力との間で行われた一連の行為は、原発に関する議論の透明性を害する悪質な行為ではあるが、「原発の絶対安全の神話」を中心に動いていた当時の日本社会においては、国策として進められていた同計画の推進のためにやむを得なかったとの見方があり得ることである。

しかし、本年3月11日に東日本大震災・福島原発事故が発生し、原発の安全神話が崩れ、今後我が国のエネルギー調達において、原子力発電をどのように位置づけるのか、当面、定期点検で停止中の原発の再稼働を認めるべきかについて、国論が二分されている状況下においては、過去において原発をめぐる議論がどのように行われてきたのか、どのように運営されてきたのかについて、真実を包み隠さず明らかにし、今後、原発問題を議論、検討する公正な枠組みを構築していくことが何より重要と考えられるのであり、過去の事実に向き合い、自ら明らかにすることは、電力会社にとっても極めて重要な責務と言うべきである。

かかる観点からは、九州電力としても、本件賛成投稿要請問題が表面化し、経産省からもプルサーマル計画に関する公開討論会等についての調査を求められたことを契機に、過去の原発をめぐる問題への対応の真相を自ら積極的に明らかにすべきであった。ところが、後に述べるように、社内調査は極めて不十分なものであり、当委員会が設置され本格的な調査が開始された後においても、原子力発電本部において組織的に関連証拠の廃棄行為が行われ、当委員会側の対応が若干でも遅れていたら、今回、梅林調査チームによって詳細に明らかにされるに至った佐賀県討論会における「仕込み質問」等の事実も解明されない結果に終わった可能性が高い。

このような過去の重要事実を明らかにすることについての、九州電力、とりわけ原子力部門の後ろ向きの姿勢は厳しく非難されるべきである。

(2) 川内原発3号機増設関係の第一次公開ヒアリング

同ヒアリングは、国の規程に基づく法的に義務付けられた、原発の施設の増設に関する立地周辺地域の住民の意見を把握するための手続きである。前記第2、2(2)アの、すなわち、「施設の安全性等への理解の程度や住民側の意向を把握

した上で、原発の設置、施設変更等についての判断を行うこと」を主たる目的とするものであることは明らかである。

同ヒアリングにおいても、九州電力側で、一般傍聴人の参加呼びかけ、意見陳述人の確保等を行っているが、意見陳述人は、いずれも九州電力の社員等ではなく一般の地元住民であり、応募呼びかけを受けた事実があっても、いずれも、自らの意思で意見陳述人に応募し、また意見陳述内容も、自らの体験や見解を踏まえて決めている。上記(1)の玄海原発3号機へのプルサーマル導入に関する県民討論会において行われた、社員等の参加呼びかけ、「仕込み質問」などとは、相当性格が異なるものと思われる。

これらの行為は、すべて主催者である資源エネルギー庁に必要な報告と相談をしながら行っていた主催者側への協力という性格が強い行為であり、その最終的な評価は、経済産業省が設置した大泉委員会において行われる同庁側の担当者の行為の評価を受けて行われるべきものと考えているが、当委員会においては、同ヒアリングにおける九州電力側の行為が特に悪質なコンプライアンス違反行為だとの意見は出なかったことを補足しておきたい。

2. 本件賛成投稿要請

本件賛成投稿要請行為に関しては、そもそも、同行為はコンプライアンス上問題と言えるのか、問題であるとして、批判・非難されるべき程度はどれだけ大きいのか、その批判、非難は、誰に対して向けられるべきものなのか、などが問題となるが、その検討の前提として、6月21日の九州電力副社長らとの面談の際の佐賀県古川知事の発言は、本件説明番組の性格、位置づけ、そして、本件賛成投稿要請行為の評価にどのように影響するのかを明らかにする必要がある。

まず、前者の検討の前提となる後者の問題から検討する

(1) 知事発言が本件説明番組の性格に与えた影響

本件説明番組は、従来行われてきたような原発に関連する住民参加型の説明会、討論会等とは異なり、説明番組に直接参加する出演者は少数で、それ以外の市民は番組を視聴し、メール、ファックス等で意見を投稿することを通じて、番組に参加するという形式であった。視聴者からの意見の番組での取扱いについては、案内文書に「寄せられたいくつかの意見・質問を紹介し、理解が深まるよう回答を行う予定」と書かれているだけで、実際に、玄海原発再稼働への賛成・反対の意見がどのように集計され、それが県等の再稼働の判断にどのように反映されるのかは明確ではなかった。

同説明番組の目的は、表向きには、第2, 2(2)アの「原発立地地域の住民の理解を深めること」とされていた。

しかし、同番組は、国主催ではあるが、佐賀県の要請に基づいて行われたもので、実質的な主催者は佐賀県と理解されるところ、同県の古川知事が、6月21日午前に九州電力副社長らと知事公舎で面談した際の同知事の発言を記載した九州電力佐賀支店長作成の面談メモ（以下、「佐賀支店長メモ」）が残されており、同知事の発言が、同メモに記載されたとおりであるとすると、同番組開催の実際の目的は、単なる地域住民の理解の推進にとどまらず、前記の「原発の建設や稼働に対する地域住民の意見・質問を聞き、施設の安全性等への理解の程度や住民側の意向を把握した上で、原発の設置、施設変更等についての判断を行うこと」にあったと考えられる。

(2) 6月21日の面談での古川知事の発言内容

同知事発言が上記メモに記載されたとおりであったか否かは、本件説明番組の目的、性格、さらには本件賛成投稿要請行為の評価にも影響する重要な事項と思料されたことから、赤松調査チームにおいて、同知事の発言内容と、同メモの記載との関係について慎重に検討を行った。その結果、「同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行ったことは否定し難い」との結論に達したことは、赤松報告書で詳細に述べられているとおりである。

なお、この点に関して、同報告書の結論が明らかになった後においても、同知事及び九州電力側から、佐賀支店長メモの記載が不正確であり、同面談における古川知事の発言は同メモとは異なっていたかのような説明が繰り返しなされているので、この点について若干付言する

同知事は、メモ記載の知事発言内容に関して、調査チームからの質問書に対する同知事の回答書で「内容やニュアンスについては私の発言の趣旨や真意とは相当異なっている」と述べているものの、メモ記載の項目の発言を行ったことは認めている。また添付されている個別の発言事項に対する記述によれば、真意はともかく、発言内容自体はメモのとおりであったことを基本的に認めている。そして、赤松報告書によれば、同メモを見せられた九州電力会長が、7月8日に同知事に、その内容の確認の電話をしたところ、同知事の返答は「話した内容まで覚えていない」というもので、その、4、5日後に、再度、同会長が同知事に電話をしたところ「考えてみたらそういうことを言った気がする」というものであったとのことである。

その経緯からも、同知事が、同メモの内容と実際の発言が異なると主張できるほどに具体的な記憶を有していないことは明らかであり、知事発言に関する唯一の具体的根拠は佐賀支店長メモなのであるから、同知事の発言が同メモの記載と同様であることは疑う余地がない。

このように同知事の発言を基本的に正確に記載したと認められる同メモによれば、同知事は、「発電再開に向けた動きを一つ一つ丁寧にやっていくことが肝要で

ある」と述べた上、そのために、6月26日午前、本件番組による「県民説明会」を開催し、その後、「月末から来月にかけて」経済産業大臣に来県いただく予定だとして、玄海原発再稼働に向けてのスケジュールまで示している。そして、同説明会における「県民の代表者」の人選についても、経済界代表者の人選の予定を示し、反対派の取扱い、放射線医学の専門家の同席等についても言及している。そして、本件賛成投稿要請の発端となった「『国主催の県民向け説明会』の際に、発言再開容認の立場からも、ネットを通じて異変は質問を出して欲しい」との発言を行った後、「菅首相の言動」にも触れ、「6月から7月にかけて『菅さん』が首相のままかどうかわからないが、首相の言動で考えているスケジュールが遅れることを心配している」と述べている。

このような同面談での知事発言の全体の流れからすると、同知事は、玄海原発再稼働に向けてのシナリオの中で、「県民向け説明会」を重要なステップと位置付け、同説明会の番組への投稿の中で「発電再開容認の意見」の割合が増えることを期待し、それを九州電力側に伝えていた。古川知事は、玄海原発再稼働に向けてのシナリオを描き、九州電力と外形的には距離を保ちつつ、実際には緊密な協力の下に、再稼働に向けてのステップを踏んでいこうとしていたものと思われるが、このような古川知事の玄海原発再稼働に向けての姿勢及び九州電力との関係は、前記1で述べた玄海原発3号機へのプルサーマル導入に際しての古川知事と九州電力側の関係とよく似た構図であったと考えられる。

いずれも、知事側は、住民参加イベントを通じて地域住民の安全性への理解の程度などの「民意」を把握する意向を示し、一方で、同イベントでの「民意」が原発推進に賛成の方向に向けられるよう九州電力が動くという構図であり、その「民意」を作出する手段として、プルサーマルに関しては佐賀県討論会での社員等の動員と「仕込み質問」、今回の原発再稼働に関しては、説明番組への賛成投稿要請という方法が使われたものである。

本件説明番組は、公開討論会やシンポジウムとは異なり、質問・意見が述べられるのは限られた数の番組出演者だけであり、そのような説明番組のやり方に、原発慎重派の団体等からの公開性が不十分だとの批判があった。それに対しては、ネットを通じてのメールやファックスで質問・意見を受け付けているから、公開性が確保されているというのが、主催者側の言い分であり、それだけに、メール、ファックスによる意見の内容は、主催者として重視せざるを得なかったと思われる。

このような両者の協力関係を前提にすれば、6月21日の知事公舎での面談において知事の発言を直接聞いた副社長、本部長、佐賀支店長の3名、そして、同支店長が作成した上記メモで知事発言を知った九電社員のうち、玄海原発に関連する業務に従事していた社員にとって、知事が求めている「賛成投稿」を行うことが玄海原発再稼働につながるとの期待から、何らかの方法でそれに応じようとしたものと

考えられる。まさに、同知事の発言は、本件賛成投稿要請行為に決定的な影響を与えたものと言える。

(3) 本件賛成投稿要請行為の評価

上記の前提で、本件の個々の賛成投稿要請をどのように評価すべきか。

本件賛成投稿要請を行ったのは、原子力発電本部と佐賀支店であるが、いずれにおいても、社員に対する要請(ア)と協力会社等に対する要請(イ)の両方が行われた。原子力発電本部では、(ア)の要請メールに、6月21日の知事公舎での面談の際の古川知事の発言が記載された面談メモのファイルが添付され、佐賀支店では、口頭で行われた(イ)の要請の際に投稿の事例文が配布された。

そもそも、これらの投稿要請行為がコンプライアンス上問題であるのか否かについて、九州電力の社員も、協力会社の社員も、一市民なのであるから、会社から強制されたのではなく、自らの意思で説明番組にメールによる社員の賛成投稿を行うことには何ら問題はなく、それを要請する行為も格別問題ないのではないかと疑問視する声が九州電力内にはあるようである。

確かに、本件説明番組における投稿の募集に、原発立地地域の住民の意見・意向を把握する目的があったとしても、九州電力等の社員も、広い意味での立地地域の住民なのであり、番組主催者側が投稿者の範囲を限定しておらず、投稿において所属や氏名の表示は求めているのであるから、九州電力等の社員が、社員であることを表示しないで投稿すること自体には問題はない。個人としての自主的かつ自由な投稿を要請するというのであれば、特に問題にされる余地はないとも言えよう。

しかし、本件賛成投稿要請は、そのような個人の判断による自主的な投稿を求める行為とは性格を異にする。既に述べたように、原発立地県の知事から要請を受け、原発再稼働の是非という重要な決定に影響を与える目的で、組織的に行われたものであることは明らかである。

赤松報告書によれば、6月21日の知事公舎での面談で、古川知事が説明番組について九州電力側に対応を求めたのを発端に、知事発言が記載された面談メモが、佐賀支店長から同支店の課長級社員に渡り、同メモの内容を前提に、知事の要請に応じて説明番組に対応するよう求める指示が、副社長から原子力発電本部の原子力管理部長、Aグループ長へと、伝達されたものである。この経過を見れば、少なくとも、原子力発電本部内での投稿要請は、佐賀県の古川知事からの要請に応え、知事が描いているシナリオどおりに玄海原発の再稼働を実現しようとの強い意志に基づいて、賛成投稿の数を増やすために組織的に行われたものである。

一方、佐賀支店における投稿要請に関しては、面談メモを目にしているのは、支店長のほかには部長1名に限られ、投稿要請において同メモのファイル添付も行われておらず、知事からの要請に応えるという目的の周知の範囲は限られている。支店

長ら幹部の方針としては社員による投稿は排除する方針であったことから、社外の協力会社、取引先等に自主的な投稿を要請したものと見る余地もあるように思える。しかし、協力会社、取引先に対して例文を配布するという方法からも、自主的で自由な投稿を求めたものではないことは明らかであり、むしろ、知事からの要請を受けてできる限り賛成投稿を増やそうとの佐賀支店長の方針に従い、佐賀支店が組織的に協力会社や取引先の社員を利用したに過ぎず、実態は、九州電力の社員の投稿と変わらなかったと言うべきであろう。それは、社内投稿の排除の方針が徹底せず、「説明会が開催されるまでにお客を回っている時間がそれ程ない」「社外のお客に依頼するのは難しいと思った」等の理由で社員自身が投稿した者が11名に上ったという結果にも表れている。

このように、本件賛成投稿要請は、原発再稼働への賛成意見の数を多く見せかけるために組織的に行われたものであり、前記のように、公益事業者であり、その事業活動に透明性が強く求められる電力会社の行動として社会的に許容されるものではない。

それに加え、第2, 1(5)で述べたように、福島原発事故によって、原発をめぐる環境が激変したことによって、国民の原発に対する認識は大きく変わり、電力会社が、安全確保に向けての取組みが、周辺地域の住民及び国民全体から評価されることになり、「絶対安全」の啓蒙を行う立場から、安全への取組みについて公正な審判を受けるべき立場になったのであり、東日本大震災、福島原発後の日本社会においては、本件賛成投稿要請のように電力会社が原発をめぐる世論形成に関わるような行為に対する非難の程度は一層高まったと言える。

(4) 実行行為者個人の責任のレベルは低い

上記のように、本件賛成投稿要請は、公益事業者としての電力会社にとって重大なコンプライアンス違反行為である。しかし、それについて、佐賀支店長、Aグループ長等の投稿要請の実行行為者個人の責任を問うことは適切ではない。

本件賛成投稿要請は、古川知事の発言を発端に、九州電力において、同知事の発言を強く意識し、原発再稼働に向けての強い目的意識の下に実行されたものである。それは、プルサーマル計画等過去の原発をめぐる問題に際して従来から同社がとってきた企業としての方針、姿勢そのものが表れた行為であり、原発再稼働に向けての知事の意向及び要請を知った以上、真面目に職務に取り組む九州電力社員としては、ある意味では自然な行動であったとも言える。この点に関して、Aグループ長は、当委員会のヒアリングにおいて、「知事から我々がやろうとしていることと同じ意見をいただいているということはすごく大事なことで、知事にそこまでやっていただいているなら、後は我々が汗をかかなければと思った」旨を述べている。

実際に、佐賀支店において、例文を配布して投稿要請を行ったこと、Aグループ

長において、メールによる投稿要請を行ったことなどの具体的手段はともかく、古川知事の意向及び要請を受けて、本件説明番組に対応することについては、知事公舎での面談に同席した副社長から社長にも報告され、格別の指示もなく、了承されており、そのような会社経営陣の方針を受けて本件賛成投稿要請行為が行われたことは明らかである。

本件賛成投稿要請行為について九州電力は深く反省し、原発事業に対する姿勢、取組みそのものを見直すことが必要なのであり、投稿要請を実行した個人の責任を中心に考えるべきではない。

3. 九州電力の事後対応をめぐる問題

当委員会の調査によって、今回の問題に対する九州電力の対応全体を検証した結果、本件賛成投稿要請という、批判の対象となった会社としての行為自体もさることながら、問題が指摘された後の九州電力側の対応の方にも重大な問題があったことが明らかとなった。

本件賛成投稿要請については、説明番組放映前後からインターネット上で指摘があり、マスコミからも問い合わせを受け、7月4日には鹿児島県議会で質問を受けたが、十分な事実確認を行わないままその事実を否定する答弁を行った。7月6日に、国会質問で取り上げられ、社長が記者会見を行ったが、その際の社長の発言や対応が、新聞、テレビ等で大きくクローズアップされ、「やらせメール」問題として大きく報じられたことで、本件は社会的注目を集めることとなった。

そして、こうした事態を受けて社外の有識者によって中立的、客観的な立場から事実関係の再調査、原因分析、再発防止策の検討を行うために設置された当委員会の活動開始後も、原子力発電本部を統括する立場の副本部長の指示により調査に関する資料廃棄行為が行われたほか、当委員会の中間報告に対して、会社側から「独自の見解」が公表されるなど、本件をめぐる同社が異例とも言える対応をとり続け、同社の対応に社会から厳しい目が注がれたことが、一層深刻な信頼失墜を招く原因になったと考えられる。

そこで、九州電力側の事後対応に関する問題について、以下に検討する。

(1) 九州電力側が本件賛成投稿要請の事実を把握した経緯

ア 本件賛成投稿要請に関するブログの発見から株主総会用Q & A作成に至る経緯

本件賛成投稿要請の事実については、7月1日に「しんぶん赤旗」の記者から問い合わせを受け、翌7月2日に、同紙に關係記事が掲載されたことで表面化したものであったが、赤松報告書によれば、6月26日以降、同社内では、複数のルートから、本件賛成投稿要請に関連する情報が提供され、その情報に基づいて株主総会用のQ & Aを作成したり、社外からの問い合わせに対応したりしていた。

ところが、その情報は、広報部においても、原子力管理部においても、グループ長以下にとどまり、担当役員が内容を把握していなければ意味がないと思える株主総会用Q & A作成についても、部長以上の会社幹部に報告されることはなかった。

しかも、関係者が供述するところによると、そのような状況は、「しんぶん赤旗」に関係記事が掲載された後、7月4日に鹿児島県議会で質問を受けた後も同様であり、7月6日の国会質問で本件が取り上げられるまで、会社幹部は、本件賛成投稿要請の問題を認識していなかった。

赤松報告書で述べているように、これらの供述が「不合理・不可解」であることは否定できないが、仮に、それらの供述のとおりであったとしても、九州電力側の対応には、本件のような、社会から批判を受ける可能性のある問題についての、情報把握、事実確認、会社幹部への報告、外部からの質問への適切な対応等に関して、大きな問題があると言わざるを得ない。

イ 鹿児島県議会での答弁

7月4日の鹿児島県議会原子力安全対策等特別委員会において、共産党所属議員から、本件説明番組との関係で「九州電力が、関係の社員に、この番組中に運転再開を賛成する、支持する文言の電子メールを番組に投稿するようにと会社で指示をされたというのが、わが党の調査で明らかになった・・・」として、同指示の有無を質問されたのに対し、当時の原子力管理部長（現原子力発電本部副本部長）は、「会社の内外に番組開催の連絡はしたが、そのような依頼を実施した事実はない」旨答弁した。

同部長は、原子力発電本部のAグループ長に、前記佐賀支店長メモの知事発言部分の中の、「ネットを通じて意見や質問を出して欲しい」との記載部分を示しながら、「周知しろ。こういう要望が出ているので」と述べていたものであり、その発言による指示が、「事実上、賛成投稿要請を含むものであったことは否定し得ない」との赤松報告書認定されている。上述答弁が本件賛成投稿要請の事実自体を否定したものだとする、赤松報告書の認定との関係で、虚偽答弁だったのではないかが問題になる。

しかし、同部長は、ヒアリングにおいて、「現在はその質問が社内投稿に関するものだ分かるが、当時は、その議員から急に本件説明番組への対応について聞かれて、その質問は協力会社に賛成意見の投稿を強制した事実の有無を聞いたものと取り違え、そのような強制をしたとは思っていなかった、そのような答弁をしてしまった」などと述べ、質問の趣旨を取り違えていたと説明している。

質問の趣旨をそのように理解していたとすれば、投稿要請を含む趣旨でAグループ長に指示をしたとの記憶があったとしても、「そのような依頼を実施した事実

はない」と答弁したことが虚偽だということにはならない。

また、前記の株主総会用Q & Aの作成が同管理部のグループ長以下で行われ、同管理部長が認識していなかったとの関係者の供述が不合理であることは前述したとおりであるが、もし仮に、同部長がQ & Aの作成に関わっていたとした場合、上記委員会での質問が、その本件賛成投稿に関するものと認識したのであれば、むしろ、同Q & Aのとおり、「要請した事実はあるが、強制したものではない」との答弁を行うはずである。このように考えると、Q & Aに関する関係者供述の合理性への疑問は、ただちに同部長の虚偽答弁の疑いに直ちに結びつくものではない。

以上のとおりであり、当委員会の調査結果からは、当部長の鹿児島県議会での答弁が虚偽答弁であったと認めるに足る根拠はない。

(2) 本件賛成投稿要請問題表面化後の対応

ア 7月6日の社長の緊急記者会見における発言内容

上記のように、関係者の供述によれば、6月26日以降、本件賛成投稿要請に関する社外からの指摘に対して、対応が、グループ長以下だけで行われ、7月2日に「しんぶん赤旗」に関係記事が掲載されても、責任ある立場の幹部への報告が行われなかったとのことであるが、7月6日に、国会で本件賛成投稿要請の問題が取り上げられた時点以降の九州電力側の対応は、逆に、経営トップの社長の側に著しく偏った対応となる。

7月6日午後の衆議院予算委員会での共産党議員からの質問で本件賛成投稿要請の問題が取り上げられ、経済産業大臣が「九州電力がそういう行爲を行っていたとしたらけしからん。」と答弁し、菅首相も同様の答弁を行った。佐賀新聞のインタビューを受けていた九州電力社長は、その国会質問の内容と、その後、経済産業省側からも九州電力として迅速な対応を求めていることについて報告を受けた。同席していた原子力発電本部副本部長（本件賛成投稿要請の当時の原子力管理部長）にインタビュー対応を委ねた社長は、原子力発電本部長や原子力管理部長らを呼んで投稿要請の事実を確認し、その後、関係する副社長、部長等を集めた会議で対応を検討した上、午後7時半から、単独で記者会見に臨んだ。

このような事態は、九州電力にとって、まさに想定外の事態であり、クライシスマネジメント（危機対応）が求められる局面になったわけであるが、ここでの対応には多くの問題があったと言わざるを得ない。

まずこのような局面で、最も重要なことは、指摘された問題について、事実関係を的確に把握することであり、そのための体制を整えることである。

ところが、この時の九州電力では、このような事態に対する体制すら整わないまま、社長自らが、関係者を集めて事実確認などを行った、その中で、本件賛成

投稿要請の実行行為者であるAグループ長からの聴取も全く行わず、結局のところ、本件賛成投稿要請の背景、動機等も全く把握されないまま、社長の記者会見が行われている。

しかも、その記者会見が、「社長単独会見」であったために、そこでの発言や対応が、かえって、事態を重大化、深刻化させた面もある。

例えば、「メール送信は社長の指示によるものか」と質問された社長が、「ノーコメント」と答え、その後も、重ねて同じ質問を受けて同様の答えを繰り返した末、最後に、秘書からメモを手渡され「責任はすべて社長の私にあるが、私は指示していない」とメモを見ながら答えた場面が、その夜のテレビニュースやニュース番組等で大きく取り上げられ、翌日の朝刊でも報道された。

このような問題が重大化した時点での対応の混乱が、本件賛成投稿要請問題に対する九州電力に対する社会的批判を一層拡大したことは否定できない。

この際、社長が中心となり、前面に出た対応を行ったのは、「会社の業務や活動に関する問題についてすべての責任は社長たる自分にある」との社長自身の考えによるものと思われる。それは、社長の心構え、最終的な責任の帰属という面では正しい。しかし、企業の不祥事に対する対応においては、まず、行為者を明らかにし、事実関係を正確に把握し、社会に対して誤解を与えないように説明を行うことが、その時点での経営者の責任なのであり、その点の責任と、社長が経営トップとして最終的に負うべき責任とを混同してしまった点に、7月6日の時点での九州電力側の対応の誤りの根本原因があるように思われる。

グループ長以下に情報がとどまり、上層部に報告が行われなかった当初の対応にしても、社長に対応が集中した7月6日の記者会見等への対応にしても、そこに共通するのは、指摘された問題について、まず事実を的確に把握するという姿勢と、それが十分に行える体制整備が全くできていないことである。さらに、クライシス・マネジメントにおいて最も重要なポイントの一つであるマスコミ対応が極めて不適切であったとも言えよう。

そのような九州電力の姿勢は、その後も、本件問題による社会からの信頼の喪失を一層拡大させる動きを行うことにつながったものと考えられる。

イ 7月14日の経済産業省への報告

(ア) 社内調査の実行とその体制

7月6日の記者会見の翌日から、九州電力側では、本件賛成投稿要請問題の経済産業省への報告のための社内調査に本格的に着手した。しかし、ここでの社内調査は、通常、企業不祥事等について行われる法務、コンプライアンス部門が主体となった調査とは異なり、社長を中心とする役員数名が関係者からの話を聞きつつ、経産省向けの報告書の原案を逐次修正していくというものであ

り、聴取記録等社内調査の経過についての記録はほとんど残っていない。

このようなやり方がとられたのは、次に述べる「6月21日知事公舎での面談」を報告から除外することが高度の政治判断であったことから、それと密接に関連する本件の社内調査は、担当部門に委ねることができず、経営トップ自らが行わざるを得ず、また、その経過も、政治判断の関係でそのまま記録できないという事情からかも知れない。

しかし、そのような本件特有の事情は別として、今回、委員会として独自に調査したところでは（第1，4(2)参照）九州電力において、一般的に、会社が社会的批判を受けかねない重要な不祥事が表面化した際に、社内調査を行い、その記録を作成保存するという体制自体が整備されていない。このことは、企業の危機管理体制に重大な問題があることを示していると言わざるを得ない。

(イ) 「6月21日知事公舎での面談」の除外

赤松報告書で結論づけているように、7月14日付けで経済産業省に提出された社内調査報告書には、本件賛成投稿要請の経緯について重要な欠落がある。それは、「6月21日午前の知事公舎での古川知事と副社長ら3名との面談の事実が、実際には投稿要請の発端であるのに、その事実が報告書から除外され、副社長ら3名が「発電再開に賛成する意見を増やすことが必要である」との認識を共有したことが発端であるように記載されていることである。

同報告書から除外された6月21日の面談の事実については、7月24日、当委員会設置に関する打合せのために、社長と当委員会委員長に就任を予定していた郷原信郎弁護士とが会談した際に、社長から明らかにされたものであるが、その際、除外した主な理由は、面談の事実を明らかにすることによる政治的影響を考慮したこと、九州電力の立場からそれを言うと同社がやったことが知事のせいであるように自己弁護しているようにも受け取られかねないと考えたことであったとの説明があった。そして、九州電力としては同事実を隠蔽する意図はないが、知事の発言の内容・趣旨等に関して、佐賀支店長作成の面談メモと面談の当事者の証言との間で相違があるので、早急に事実を調査した上、第三者委員会として適切な対応をとって頂きたい、との要請を受けた。

そこで、7月27日の当委員会の第一回会合の日の夜、郷原委員長が佐賀市で古川知事と面談し、翌日午前、佐賀支店長との面談も行って事実確認を行い、同月30日に行われた古川知事の記者会見で、同知事の側から6月21日の面談の事実が明らかにされたのを受けて、郷原委員長が記者会見を行い、同面談の事実について説明した。（その間の経緯については、別紙5参照。）

以上のような経過に照らせば、九州電力側が6月21日の知事公舎での面談の事実を経済産業省に提出する報告書から除外したことには、相応の理由があ

るように思える。

しかし、知事公舎での面談の事実が公表された後の九州電力側の対応は、当初の社長の述べていたところとは全く異なったものになっていった。

社長は、佐賀県議会等様々な場で、同面談での知事発言が本件賛成投稿要請の発端ないし引き金になったことを否定し、佐賀支店長メモが不正確であることを強調した。また、後に詳述するように、当委員会の中間報告を同社が公表した際にも、同社の「独自の見解」をホームページ上で公表し、反論するなど、第三者委員会に事実関係の調査を委ねた会社の対応としては、些か常識外れとも思える対応を行った。

このような当委員会発足後の九州電力の対応は、前記2で詳述したように、本件賛成投稿要請の発端であることが明らかな知事公舎での面談及び古川知事発言を7月14日付け社内調査報告書から除外した理由について、疑念を生じさせる結果となった。

ウ 証拠廃棄指示及び証拠廃棄行為

本件に関連する証拠廃棄の指示及び廃棄行為は、2回にわたって行われた。経済産業省からの要請によって、九州電力の経営管理本部において原子力発電に係るシンポジウム等での国の関与の有無についての社内調査を始めた後の7月下旬に本店の原子力発電本部で行われたものと、当委員会による調査が開始された後の8月5日に佐賀支店で行われたものである。

前者は、九州電力の社内調査の担当部門から資料の提出が求められた際に証拠廃棄の指示が行われたものであり、実際に資料廃棄が行われたのかが不明であるのに対して、後者は、社外の第三者委員会の調査開始後に、その資料として活用されないようにするために資料廃棄が指示され、実際に関係資料が破られ引きちぎられたりした上、文書廃棄のための文書回収BOXに投棄されたが、専門の廃棄処理業者によって定期的に回収される前に発見され、復元されて弁護士チームの調査の資料として活用されたものである。

これらの資料廃棄指示及び廃棄行為は、今回の問題に対して、そして、当委員会の調査に対する九州電力の対応を象徴するものである。それらの行為が、コンプライアンスの観点からどのように問題であり、どの程度の非難に値する行為であるかを検討する必要がある。

まず、資料廃棄の動機について、それを指示した原子力発電本部副本部長以下の関係者は、いずれも「プルサーマルのシンポの関係で県議や県庁原子力関係者などに個人的な迷惑をかけないようにするため」と述べている。確かに、廃棄対象とされた資料の中には、佐賀県関係者や県議会議員の個人名が記載された面談メモ等が多数含まれている。しかし、それらの資料は、調査の対象と

されていた公開討論会等への九州電力側の動員、仕込み質問等とは無関係のものがほとんどであり、そのような個人名の入った資料が公表され、個人名が明らかになることは考えられない。ましてや、7月下旬の廃棄指示は、九州電力の経営管理本部という同じ会社の中の調査担当部門による社内調査に対するものであり、原子力発電本部側から個人名が表に出ないように配慮を求めれば、同管理本部側が、殊更に、個人名を表に出すような行為を行うとは考えられない。

しかも、実際に廃棄の対象とされ、破られるなどして回収ボックスに投棄された後に発見された資料の中には、6月21日の知事公舎での面談メモや佐賀県討論会での「仕込み質問」に関する資料のように、本件調査対象事実そのものに関する資料も含まれており、しかも、廃棄対象とされた資料の中には破られたものとそのままの状態での回収ボックスに入れられたものがある中で、それら調査対象事実に関する資料の多くが破られるなど、廃棄の意図が表れている。

これらの事実に照らせば、本件資料廃棄の動機は、原子力発電本部の関係者が述べているような「個人に迷惑がかからないようにするため」などというものとは到底認められず、まさに、調査を妨害し、重要な事実が明らかにならないようにする意図で行われたものと判断せざるを得ない。

もう一つの問題は、7月下旬の原子力発電本部での資料廃棄指示によって、実際に資料廃棄が行われたのか否かである。この点について、廃棄指示を受けた同本部のCグループ長（以下、「Cグループ長」という）は、廃棄する機会を失し、結局廃棄は行えなかったと述べているが、赤松報告書でも述べているように、資料の廃棄を指示した同本部副本部長は、同弁護士のヒアリングに対して、資料廃棄指示を行った後に、指示を受けたCグループ長から「その種ファイルは2,3冊しかなかった」との報告を受けたと述べており、実際に廃棄対象とされたファイルが存在していたことが窺われる。この時期に資料廃棄が行われていたとしても、既に文書回収ボックスから専門業者が回収して廃棄していると考えられ、実際にどの程度の資料が廃棄されたのかを確認する術はない。

原子力発電本部の関係者の前後の行動や廃棄の動機に関する供述等に照らせば、「資料廃棄は行わなかった」との彼らの供述はそのまま信用することはできない。

7月下旬の上記廃棄指示にしたがって実際に資料の廃棄が行われた疑いは十分にあると言わざるを得ない。

本件に関する資料廃棄指示及び廃棄行為は、九州電力の原子力発電本部によって組織的に行われたもので、本件の核心部分に関する事実解明を著しく困難にする悪質かつ露骨なコンプライアンス違反行為である。

同行為は、過去の問題行為の指摘に真摯に向き合い、事実を明らかにする基本的な姿勢が、九州電力という会社、とりわけ、その中の原子力事業本部とい

う部門に欠けていたことを端的に示しているものと言えよう。

(3) 第三者委員会調査への対応

第三者委員会は、企業不祥事により信頼を失墜した組織の委託により、第三者の有識者等による中立的、客観的な立場からの調査を行うことを目的として設置されるものであり、その調査結果に対して、委託者である会社側が反論を公表するなどということは、調査結果に明白な瑕疵があるという場合でない限り、通常はあり得ない。ところが、九州電力は、当委員会の調査結果に関して「当社の見解」の公表を行うなどして反論を行った。

まず、当委員会の中間報告において、古川知事の発言が本件賛成投稿要請の発端となったことを認め、「同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行なったことは否定し難い」と述べたのに対して、九州電力が、同中間報告の同社ホームページ掲載と併せて、「今回の説明番組への投稿要請の行動については、知事の発言の真意とは異なる『知事面談メモ』が発端となっているものと認識している。」「C支店長が知事の発言の真意とは異なる『知事面談メモ』作成に至った背景等については、企業風土分析等の根本原因等のなかで、究明されるものと考えている」という内容の「当社の見解」を同ホームページに掲載して公表した。

佐賀支店長メモが、知事公舎での面談における古川知事の発言を基本的に正確に記載したものであることは、赤松報告書によって十分に論証されており、当委員会の中間報告においても、同時点での赤松弁護士の調査結果に基づき、確信をもって同様の認定を行ったものであるが、九州電力は、その調査結果を否定し、ことさらに面談メモが知事の真意と異なっていることを主張したり、正確性に基本的に問題がないのに、佐賀支店長による面談メモ作成行為があたかも重大なコンプライアンス違反であるかのような見解を公表したものである。

さらに、当委員会の中間報告において、同メモの「(県執行部への保安院説明時と同じ対応をお願いしたい)」との記載に関しては、5月17日に行われた原子力・安全保安院の県執行部への説明がユーストリーム中継された際に、佐賀県側から九州電力側に対して、佐賀県側から「『書き込みもしてほしい』といった内容の電話連絡があり、また『それが知事の強い希望』と述べたと認定したのに対して、九州電力は、同記載は同社が佐賀支店長に確認した内容と異なる旨の「当社の見解」をホームページ上で公表した。

その後、赤松調査チームにおいては、同支店長を再聴取し、佐賀県側の要望に応じて、同支店長と電話連絡を行ったと述べている佐賀県の統括本部長からも聴取した上、その後、九州電力社内において、上記説明のユーストリーム中継が開始された後に送信された、緊急に書き込みを要請するメールが発見されたことなども踏ま

えて、中間報告で認定した事実と同様の事実を認定しており、前記の括弧内の記載が5月17日の保安院説明時の佐賀県側からの要請を受けた九州電力社内の動きであることは疑いようのないところであるにもかかわらず、九州電力は、その後も同趣旨の説明を続けた。

このような九州電力の対応は、佐賀県の古川知事が、6月21日の知事公舎での面談の際の発言の真意が佐賀支店長メモの内容とは異なると述べ、5月17日の保安院説明会の際にもユーストリームに書き込みを依頼した事実はないと強く否定したことを受けてのものだと思われるが、第三者委員会の弁護士調査チームによって客観的な見地から適正に行われた調査結果に異を唱え、しかも、佐賀支店長等自社の社員の行為を殊更に非難してまで、佐賀県知事を擁護しようとする姿勢によって、九州電力と佐賀県知事との関係に一層強い疑念を生じさせたことは否定し難い。

第4 九州電力をめぐる問題の本質と信頼失墜の原因

1. 問題の本質

九州電力は、今回の一連の問題により、地域社会及び電気利用者からの信頼を失墜し、厳しい批判にさらされている（前記第1，4(4)及び別紙2「消費者の見方調査」の結果参照）。

それらの問題の本質は、「不透明性」と「環境変化への不適応」にある。

公益を担う事業者として電力会社には、地域独占と総括原価方式による利益の保障という民間企業としての特殊な経営環境が与えられており、それに伴って、事業活動の透明性の確保が強く求められる。

しかし、これまで、電力会社は、電気の安定供給と施設の安全性の確保という面で地域社会からの信頼がベースとなってきたことから、透明性の要請が顕在化することは必ずしも多くなかった。電力会社の事業の透明性の要請は潜在化していたと言えべきであろう。

そのような電力会社をめぐる状況が徐々に変化してきたのが、21世紀に入る前後頃からであった。電力会社をめぐる不祥事が相次ぎ、電力会社に対して社会の批判の目が注がれることが多くなり、各社は、それらの問題への対応を求められた。

また、その頃から、日本社会においても、政府や一企業のみが決めて実行するのではなく、社会の側から決めていくという、ソーシャルガバナンスの時代になりつつあり、特に公益事業においては、そのような変化に対応することが求められるようになった。

そして、その状況が、さらに激変したのが東日本大震災、福島原発事故の発生であった。

同事故の発生により、日本の多くの国民は、電力会社が行う発電事業のうち原子力事業がいかに大きな危険をはらむものであり、一度事故が起きれば、多くの市民、国

民の生活を破壊し、社会にも壊滅的な影響を与えるものであることを痛感し、電力会社の事業活動、とりわけ原発の運営に対して重大な関心を持つようになった。

それ以降、原発施設の安全対策が客観的に十分なものと言えるのかに加えて、原発事業を運営する電力会社が、いかなる事態が発生しても安全を確保するための万全の措置をとり得る能力を有しているのか、信頼できる存在なのかが、社会の大きな関心事となった。

そのような環境の激変に伴って、電力各社は、事業活動の透明性を、以前とは比較にならない程強く求められるに至ったのである。

今回の一連の問題は、このような原発事業をめぐる環境の激変に適応し、事業活動の透明性を格段に高めなければならなかった九州電力が、その変化に適応することができず、企業としての行動や対応が多く面で不透明であったところに問題の本質があるとすべきである。

2. 九州電力の行動の不透明性

当委員会の調査結果に関連する九州電力の企業行動の不透明性は、2つの面から指摘することができる。

第一に、原発をめぐる、社会的な判断を必要とする重要事項について九州電力がとった行動自体の不透明性である。

玄海原発3号機へのプルサーマル導入に関する佐賀県討論会における「仕込み質問」は、会場の市民からの賛成意見を偽装したものであり、原発をめぐる議論の透明性を著しく害する行為であった。

また、本件賛成投稿要請も、メールの文言が市民の声を偽装する内容であったか否かはともかく、組織的な投稿要請によって玄海原発再稼働に向けての賛成意見の数を偽装しようとした不透明な行為であることは明らかである。

そして、そのいずれについても、佐賀県側、県知事側と九州電力との不透明な関係が背景になっており、その関係は、討論会の参加者にも市民にも全く知らされていなかった。

そして、第二に、上記のような不透明な行動に関して問題が指摘された後に九州電力がとった行動が、事実を透明化し、真相を明らかにする方向ではなく、逆に、事実を隠蔽したり歪曲したりする方向だったことである。

知事公舎での面談の際の知事発言について、面談メモの不正確性ばかりを強調し、内容を歪曲しようとしたこと、その後も、当委員会の調査結果に対して「当社の見解」を公表したこと、社内調査や第三者委員会の調査に対して資料廃棄を指示したり、廃棄行為を行ったことなど、九州電力がとった行動は、多くの面で、真実の解明に逆行する行為である。これらも、広い意味での、九州電力の企業行動の不透明性が表れたものと言うべきであろう。

このように、九州電力が信頼を失墜するに至った一連の問題は、上記の二つの面の不透明性の問題ととらえることができる。九州電力は、東日本大震災、原発事故による社会の環境の急激な変化に適応できず、不透明な行動、対応をとり、公益事業を担う電力会社としての信頼を著しく失墜してしまった。

そこで、以下に、上記の観点から、その原因を検討する。

3. 信頼失墜の原因

(1) 経営トップの環境変化の把握及び問題認識能力の欠如

企業の経営者は、あらゆる経営環境に応じて、適切な経営判断を行い、企業組織を統率して適切な事業活動を行う責務を負っているのであり、九州電力においても、環境の変化に適応できず、不透明な企業活動を行って信頼を失墜した責任が、基本的に、同社の企業活動の意思決定を行う経営トップにあることは言うまでもない。

東日本大震災、福島原発事故後の急激な環境変化によって、透明性が強く求められる中で、九州電力の経営トップに求められていたのは、とりわけ国民の関心が高い原子力発電事業に関して、企業としての対応を透明化し、活動に関して些かの疑念も持たれないようにする方針を明確に掲げ、社内に周知徹底することであった。

その際、「絶対安全の神話」中心に動いていた福島原発事故以前において、原発の設置や稼働、施設の変更等に関する手続きをめぐって、ある程度は社会に許容されるとの認識で行っていた「不透明な企業行動」についても、必要に応じて、情報を開示し、事実を率直に認め、説明責任を果たすことにより、今後、透明性を確保して原発をめぐる議論を行っていくための社会的基盤を構築することをめざしていくべきであった。

ところが、九州電力の経営トップは、玄海原発再稼働が当面の重大な課題になった局面において、そのような透明性の確保の要請に逆行し、佐賀県古川知事の要請を受けて、国主催の説明番組において、自社や協力会社等の社員による投稿で再稼働賛成の意見を増加させるという、プルサーマル導入時に行った方法と同様の「不透明な企業行動」を阻止することができなかった。

しかも、同賛成投稿要請の問題が指摘され、社会問題化した後の対応も混乱・迷走した。問題の発端が佐賀県知事からの要請であったことも含めて、事実関係を明らかにした上、それまでの「不透明な企業行動」を反省し改めるという方針で社内の意思統一を図るべきであったにもかかわらず、自主的な事実解明を十分行わないどころか、第三者委員会を設置して調査を委ねたにもかかわらず、資料廃棄等の露骨な調査妨害行為が行われても毅然たる態度をとらず、逆に、第三者委員会の調査結果に対して「当社の見解」を公表してまで、古川知事と自社との関係を隠蔽しようとする姿勢をとり、公益事業者である九州電力に対する社会の不信感を一層高めるに至った。

このような九州電力の経営トップの行動は、福島原発事故の環境の急変に対応して、企業活動の透明性を確保していく義務に反して、自ら「不透明な企業行動」を先導したと言うべきであり、それが、九州電力が、電気利用者等の消費者等ステークホルダーへの説明責任に著しく反し、信頼を失墜した最大の原因であったと言わざるを得ない。

(2) 関係行政機関との不透明な関係

本件調査で明らかになった、玄海原発3号機へのプルサーマル導入の佐賀県の事前了解に至る同県と九州電力との不透明な関係、その中で行われた県民討論会における露骨な「仕込み質問」、玄海原発再稼働をめぐる本年6月21日知事公舎での面談における佐賀県古川知事の発言から窺われる同知事と九州電力の不透明な関係などは、これまで佐賀県民も国民も全く認識していなかった事実である。

九州電力の原子力部門が、このような県との不透明な関係を前提に、原発に関する理解推進活動を進めてきたこと自体が、今回の信頼失墜の大きな原因になったと言うべきであり、また、そのような関係を根絶するために、従来の佐賀県との関係、同県知事との関係について真相を明らかにすることが不可欠であったにもかかわらず、九州電力が逆にそれを妨害する方向での行動をとったことが、信頼失墜を一層深刻にしたと言うべきであろう。

このような過去の関係行政機関との不透明な関係について、事実を開示し、反省すべき点を反省した上、今後、このような関係が生じないよう、行政との関係の透明性を確保することが必要である。

(3) 会社執行部に対する牽制機能の一部不足

本件に関連する「不透明な企業行動」の原因が経営トップの判断にあることは上記(1)で述べたとおりであるが、それに対して、取締役会、監査役会の牽制機能が、今回の事象に関しては不十分であったことも、事態の深刻化の原因の一つと史料される。

当委員会の調査によれば、本件問題表面化以降、取締役会においては、7月14日の経済産業省への報告及び社内調査報告書の内容が報告され、第三者委員会設置が了承された以外にも、本件についての審議は行われていたものの、原子力発電本部による証拠廃棄問題、第三者委員会中間報告への「当社の見解」公表等については、臨時取締役会の開催の動き等もなかった。また、監査役会では、上記の問題が議論され、経営トップの動きに対して意見を述べているものの、経営層が受け入れるほどの積極的な発言とまではならなかった。

取締役会、監査役会は、本来会社執行部に対する牽制機能を果たすことが期待されているが、本件における経営トップの行動に対しては、そのような牽制機能が十

分に働いていなかったことも、九州電力の信頼の失墜の一因になったと言えよう。

(4) 会社の人的資源の不活用

当委員会では、企業の役職員全体のコンプライアンス上好ましくない傾向のレベルを測定・分析する手法として、既にその調査手法が確立し、信頼性を認められている「組織風土企業ドック」を九州電力全役職員に対して実施し、その結果を前記第1, 4(3)で述べ、具体的内容を、別紙1で紹介しているが、同調査の結果、九州電力の役職員全体としては組織風土に関する問題性は低いこと、モラル、モチベーション等が高いことが明らかとなった。

本件調査を担当した弁護士チームも、当委員会も、ヒアリング等で接した九州電力の社員等から、同社の中堅以下の社員の人材の質は高いという印象を受けており、上記組織風土調査の結果に違和感はない。

同社から地域社会及び電気利用者等の消費者からの信頼を著しく失墜し、厳しい批判にされている現状は、もっぱら経営トップを中心とする経営陣の側に問題があると考えられる。社内の多くの良質の人材が、公益事業者としての九州電力の信頼性を高める方向に十分に活用されていないことは、地域社会にとっても損失と言えよう。

有能で意欲ある人材を適切に評価し、活用できるよう社内の人事、教育システムの抜本的改善が必要だと考えられる

(5) 原子力部門の閉鎖性、独善性

電力会社の原子力部門が、社内ですべての存在で、閉鎖的性格であること、しばしば同部門の独善的行動を招くことは、かねてから指摘されてきたところであるが、今回の調査を担当した弁護士チームからも、九州電力の原子力部門について同様の指摘が行われている。

本件の一連の問題の本質とも言える同社の企業行動の「不透明性」も、経営陣の原子力部門に対する統制・ガバナンスが働かないことが一つの重要な要因になっていることは否定できないところであり、かかる意味においては、同社の原子力部門の閉鎖的、独善的性格は、本件による同社の信頼失墜の要因になったと言うべきであろう。

原子力部門には専門性が高く、人材が固定化されざるを得ないこと、原子力・安全保安院等の規制当局から厳しく事細かな指示、要請を受け、それに対応せざるを得ないこと、マスコミの目が厳しく、細かなミスも公表を求められること、一方で、テロ対策等の関係で、原子炉施設に関して厳重な情報管理が求められることなど、同部門には他の部門とは異なった特殊な環境が存在していることは確かであり、そこでの企業活動の透明性の確保を他の部門と同列に論じることはできないが、同部

門も、福島原発事故による急激な環境変化に適応し、現在の社会の要請に応えるべく、可能な限り透明性を高めていかなければ、今後、原発事業自体を維持することすら困難になるであろう。原子力部門が、まず、社内に開かれた部門になることができるよう、意識を抜本的に改めるとともに、閉鎖性、独善性が新たな問題を生じさせることがないように、組織体制の面でも何らかの対策を講ずることが必要であろう。

(6) コンプライアンス体制、同関連規定の問題及び危機管理体制の欠如

第1, 4(2)アで述べたように、九州電力のコンプライアンス体制に関しては、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会が設置されているが、年に2回開催されているだけで、十分に機能しているとは言い難い。また、会社執行部のコンプライアンス関連業務は、地域共生本部の法務担当、人材活性化本部、経営管理本部という3つの部門が担当しており、コンプライアンスについての統一した捉え方、方針に基づいて取組みが行える体制になっていない。

このような組織体制上の問題は、危機対応が求められる場合に顕在化する。本件賛成投稿要請問題について、社外からの指摘を受けた際も、その対応が、原子力管理部、広報部、佐賀支店等でバラバラに行われ、会社幹部に報告されなかったこと、その後、7月6日に国会質問で本件問題が表面化した際の記者会見について判断を誤ったこと、その後の事実調査体制の構築が遅れたことなど、危機管理体制が極めて不十分だったことが、事態の深刻化を招いたと言える。

もとより、コンプライアンス体制は、経営トップが真摯に取り組む姿勢があって初めて機能するものであり、経営トップの姿勢、対応自体に問題があった本件に関して言えば、どのようなコンプライアンス体制が構築されていても、結果はほとんど変わらなかったと思われる。

企業活動の透明性について経営陣の意識改革が図られることが先決であるが、その上で、公益事業者たる電力会社としての業務に適合したコンプライアンス体制及びその取組みを本格化することが求められる。まず必要なことは、コンプライアンスに関連する組織を一元化して、コンプライアンス委員会の事務局機能、規定の作成、年度方針の策定等の業務を集約することにより、統一した考え方、方針で取組みを行えるようにするとともに、業務そのものに関する不祥事が表面化した場合に、事態の把握、事実関係の調査等の中心となる危機管理対応のための組織を整備することが必要となる。

第5 再発防止、信頼回復に向けての提言及び要望

1. 消費者との直接対話による「企業活動透明化宣言」の実施（提言）

本件に関しては、不透明なやり方で原発再稼働に向けての賛成意見を作り出そうと

した点についても、それに関する事実関係を隠蔽、歪曲しようとした点についても、問題の本質は「企業活動の不透明性」にあり、それをもたらした責任は経営トップにある。そこで、まず重要なことは、公益事業者として、このような「不透明性」を排除し、透明な企業活動を徹底する経営体制を確立することである。

そこで不可欠となるのが、九州電力の経営トップの考え方が、あらゆる環境変化に適応し、透明な企業活動を行える、これまでとは根本的に異なるものになったことを示す措置である。

そこで、当委員会としては、再発防止、信頼回復のために不可欠な措置として、**経営トップを中心とする会社幹部が、電気利用者等の消費者、ステークホルダーと直接対話を行う場を設け、今回の賛成投稿要請及び事後対応を真摯に反省した上で今後透明な企業活動を徹底する方針を明確に表明する「企業活動透明化宣言」を行うことを提案する。**

2. 原発立地自治体の首長との不透明な関係の根絶（提言）

今回の調査で明らかになった玄海原発へのプルサーマル導入及び同原発再稼働に向けた説明番組に関する九州電力と佐賀県及び佐賀県知事との不透明な関係は、九州電力の信頼失墜の大きな原因になったと言うべきであり、原発事業に関連するそのような関係を根絶する必要がある。

そこで、当委員会は、九州電力が、**原発立地自治体の首長との間で、原発の設置、再稼働等の重要事項について不透明な形での話し合いを一切行わないこと、これまで新聞報道等で問題になった、会社幹部名義による政治資金の寄附、政治資金パーティー券のグループ企業、取引先企業への斡旋、親族が経営する企業への工事発注による利益供与等、会社と首長との関係に疑念を生じさせる行為を一切行わないことを宣言し、社内に周知徹底することを提言する。**

3. 原子力部門の社内監視組織の設置（提言）

今回の問題に関して、原子力部門の閉鎖性、独善性が、組織的な賛成投稿要請や調査対象資料の廃棄等の問題行為に結び付いたと考えられる以上、九州電力の原子力部門に対して、原発をめぐる重要な情報の隠蔽など不透明な企業活動が行われる懸念を持たれることも致し方ないところである。そこで、このような閉鎖性、独善性の弊害を解消するため、**人材流動化の方向への人事の見直しに加えて、現在の枠組みとは別個の原子力部門を監視する社内組織を設置すべきである。**その組織を構成する人材には、他の電力会社 OB やメーカーの原子力部門出身者等の原子力の専門知識を持った人材の活用も検討すべきであろう。

4. コンプライアンス部門の一元化・機能強化及び危機管理体制の構築（提言）

第4, 3(6)で述べたコンプライアンス体制の脆弱さ及び危機管理体制の欠如は、今回の問題を機に、信頼回復に向けて、経営トップ及び経営陣の考え方、姿勢が一変され、経営体制が整ったとしても、同社にとって大きな弱点になりかねない。そこで、当委員会としては、**コンプライアンスに関連する部門の一元化による機能強化を図ること、危機に際してはコンプライアンス委員会を現在より頻繁に開催し、それに対応した方策をとること、コンプライアンスの対象範囲として法令違反のみならずその時点において社会的道徳的に許容されない事象をも含むことを明確にすること、及び会社の業務に関連する不祥事等が発生した場合に、あらゆる情報を収集・集約し、適切な対応(マスコミ対応を含む)を行うための危機管理体制を整備することを提言する。**

5. 社外取締役及び社外監査役による牽制機能の強化(要望)

企業不祥事が発生した場面において期待されるのは、社外取締役及び社外監査役による会社執行部に対する批判、牽制機能である。しかし、残念ながら、本件においてそれが十分に機能したとは言い難いように思える。九州電力の社外役員の数自体は監査役会設置会社として少ない方ではないと思えるので、まず、現在の社外役員の方々に、会社執行部牽制機能を高めて頂けるよう、今回の当委員会の報告書及び提言の内容を十分に御理解頂き、議論を深めて頂きたい。

6. 人事、教育制度の見直し(要望)

今回の当委員会の調査の直接の対象ではなかったことから、具体的な問題を指摘するには至らなかったが、組織風土調査の結果からも、全体的に有能で良質の社員の集団のはずの九州電力が、今回の問題によって信頼を失墜し、社会から厳しい批判を受けている原因に、人材の育成・評価が適切に行われていないという人事、教育制度の問題がある可能性がある。今回の問題を機に、人事、教育制度についても再検討する必要があろう。

7. 消費者への説明の拡大と実質化(要望)

これまで九州電力の原発問題への対応は、原発立地地域での「理解推進活動」が中心で、幅広い消費者に対して、真に不安や要望に十分応えるものになっていなかった。そのような消費者とのコミュニケーションの希薄さが、今回のような事態を招いたとも言えるのであり、そのような姿勢は、原発問題に限らないと思われる。そこで、今後は、消費者や住民の声を率直に聞き、その要請にこたえていけるよう、対話や説明の場を拡大し実質化していくことが必要だと考えられる。

8. 組織風土の悪化の予防(要望)

第1, 4(3)で述べたように、九州電力の組織風土関連の諸変数は、きわめて良好な

組織風土を示しており、会社全体の組織風土は今回の問題の原因になったとは言い難い。しかし、今後の環境変化の中で、組織風土に関して問題が生じる可能性があるのであり、組織風土に関する測定を今後も定期的に行うことも検討すべきであろう。

以 上

「組織風土企業ドック」の目的

組織の運営は、狭義には、規則、会議、稟議によって運営されるが、実際には、組織風土、組織文化の影響も大きい。今回用いた「組織風土企業ドック」は、これまでいくつもの一部上場企業において実施されているもので、不祥事などの温床となりうる組織風土が正確に評価できることが実証済みである。

第三者委員会では、今回の「メール送信依頼」事案について、直接的原因を弁護士チームによって特定する一方、間接的原因たる組織風土を、社会調査的手法によって査定することとしたものである。

調査対象者と回収率

調査対象者は、全社員 11,877 名である。回答は、調査会社のホームページへのアクセスによる匿名回答とし、全員に回答のためのアクセスコードと暗証を会社の個人メールアドレスを通じて配布した。回答者は 9,779 名で、回収率は 82.3%であった。

分析の指針

組織風土について比較可能な形式の社会調査をすでに実施したのは、10 法人である。

今回の調査では九州電力(株)を、それら 10 法人のなかで相対的に評価することと、「メール送信依頼」事案にかかわった、原子力発電本部、佐賀支社関係、原子力部門(本章では、「事案当該部署」と総称して呼ぶことがある)をさらに詳しく相対評価する。

これらの分析においては、生スコアによる分析と、全業種のなかでの相対的良さを表すために、T スコア(平均を 50、標準偏差を 10 にする分析:受験模擬試験で用いられている方式)による分析を併用する。後者においては、望ましい方向が 50 より大きなスコアになるように、方向を調整することとする。

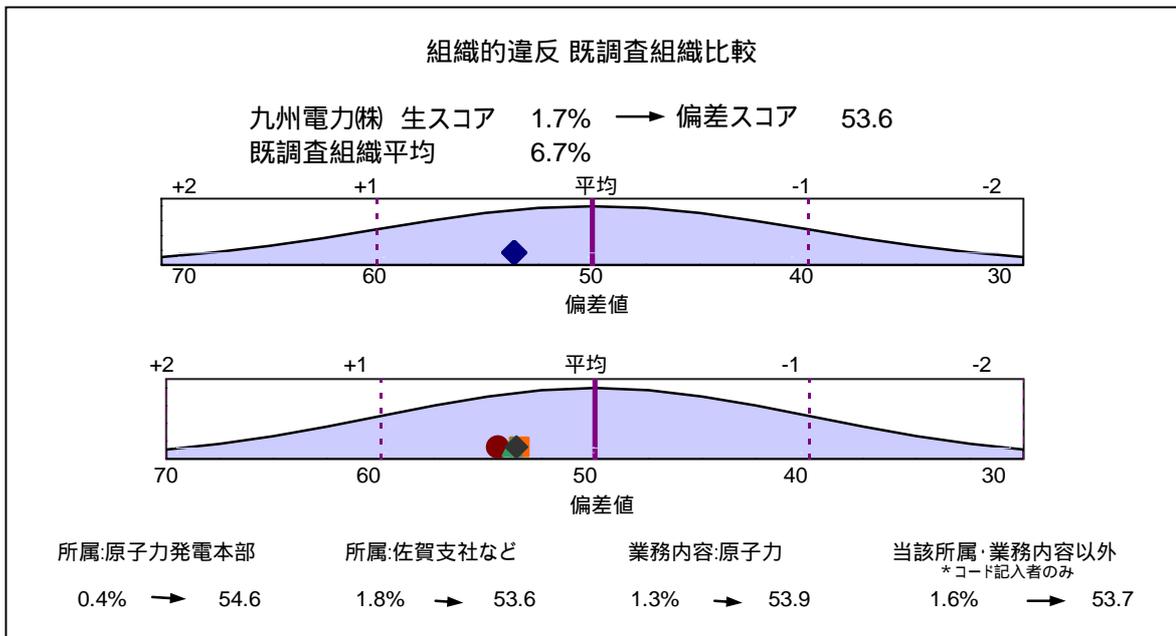
属性	人数
所属_原子力発電本部	133
所属_佐賀支社など	550
業務内容_原子力	744
当該所属・業務内容以外	7109

「所属_原子力発電本部」は、所属大分類質問で「本店」と回答し、所属小分類質問で「原子力発電本部」と回答した人のデータである。

「所属_佐賀支社など」は、所属大分類質問で「佐賀支社」「佐賀お客様センター」「佐賀電力センター」のいずれかを回答した人のデータである。

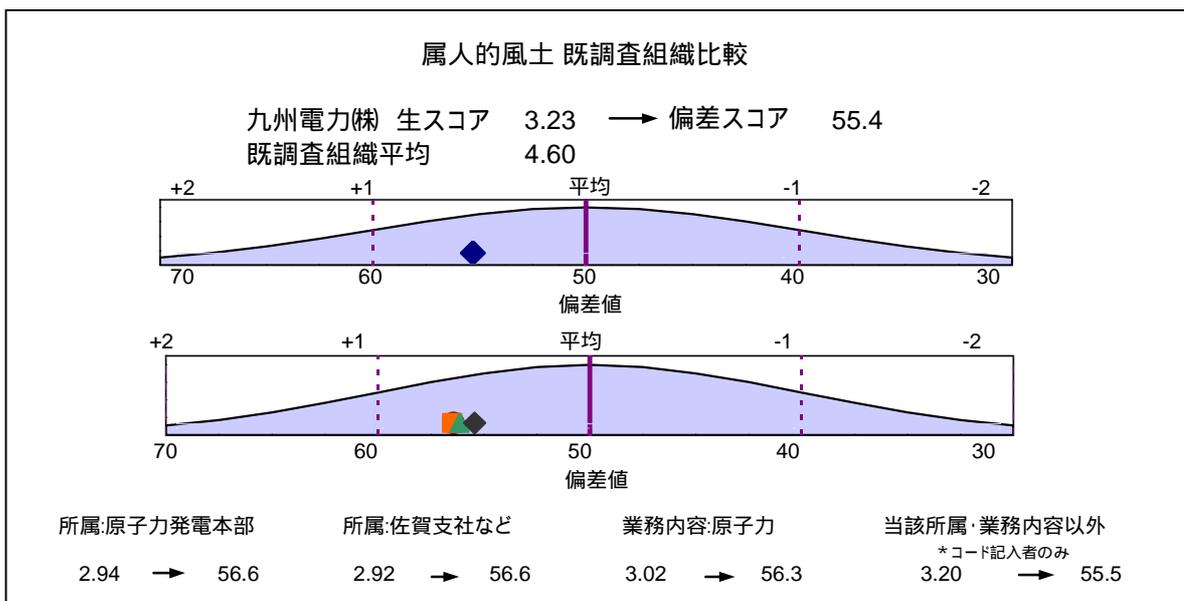
「業務内容_原子力」は、現在の業務内容質問で、「原子力」を回答した人のデータである。

「当該所属・業務内容以外」は、上記以外を回答した人のデータである。属性質問(所属大分類、所属小分類、現在の業務内容)について、「無回答」を回答した人のデータは含んでいない。



組織的違反の分析

九州電力(株)全体のスコアは1.73%であり、他社平均より格段に低く、望ましい(Tスコア 53.6)ことが窺える。当該所属・業務内容においても、大きな差はないといえる。

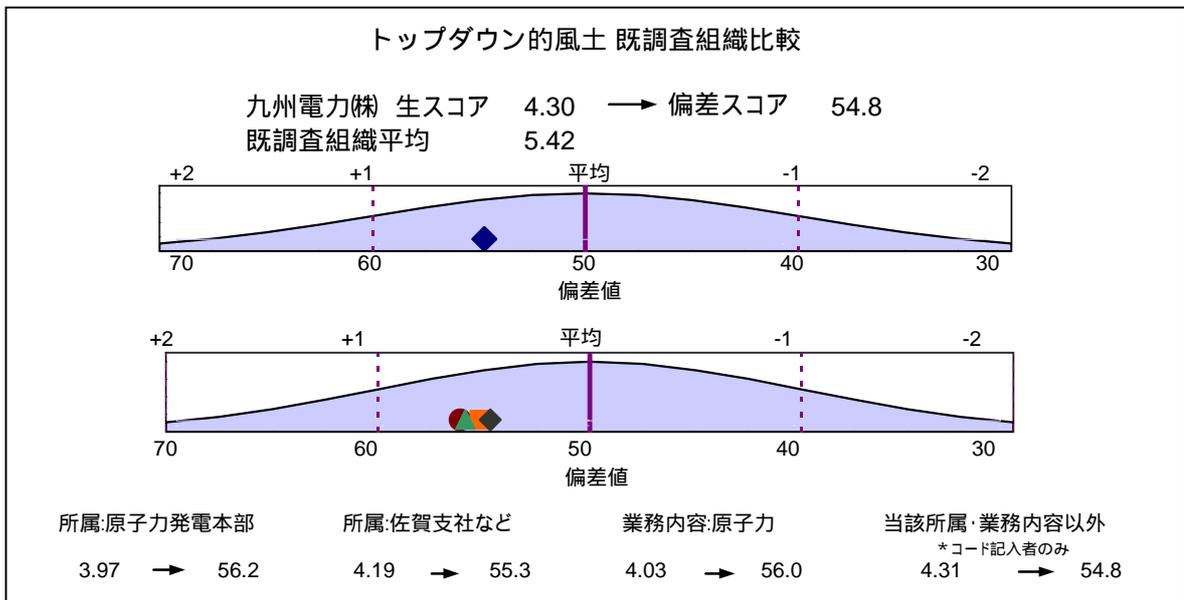


属人的組織風土の分析

属人的組織風土とは、意思決定や判断が、ことがら本位でなく、「人」本位である傾向である。これまで、多くの不祥事調査や、組織風土企業ドックにより、この変数が、不祥事のポテンシャルの最大の原因変数であることがわかっている。複数項目の回答内容への積和のスコアで、レンジが0から10になっている。10が、属人性がもっとも高く望ましくない傾向に対応している。

九州電力(株)全体としてのスコアは3.23である。他社との比較において、Tスコアは55.4であり、他社より属人的ではなく、違反が容認されにくい風土であることが窺える。

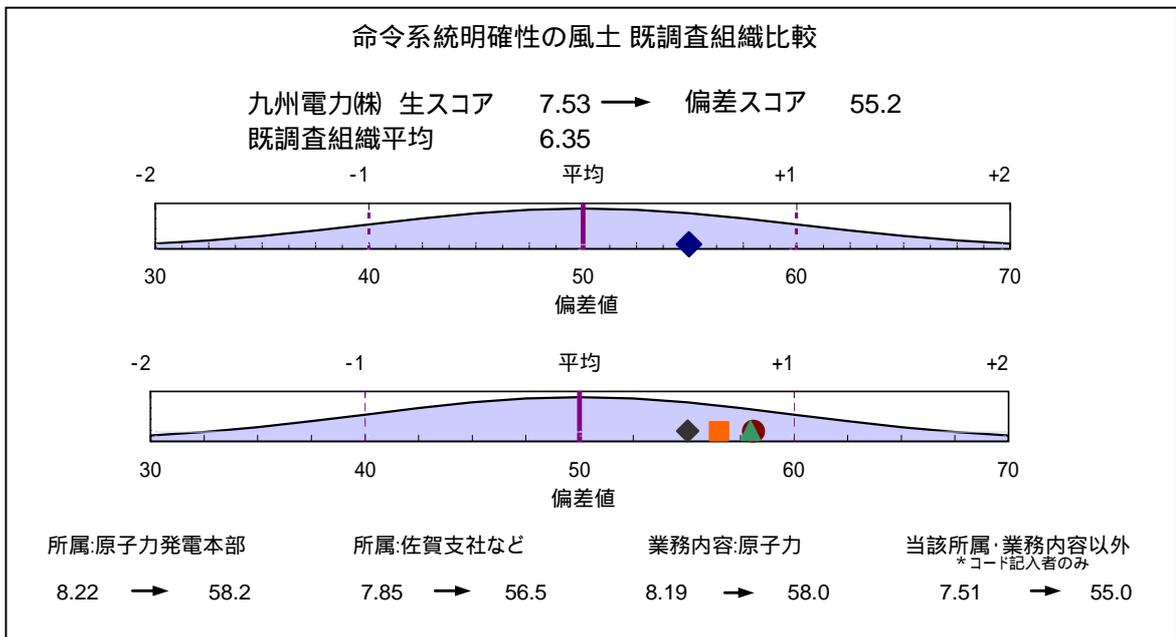
また、事案当該部署は、社内でもとくに低いことがわかる。



トップダウン的組織風土の分析

トップダウン的組織風土は、資源配分の権限がトップに集約され、過程よりも結果が重視される風土のことである。複数項目への回答の積和のスコアで、レンジが0から10で、10がもっとも望ましくない。

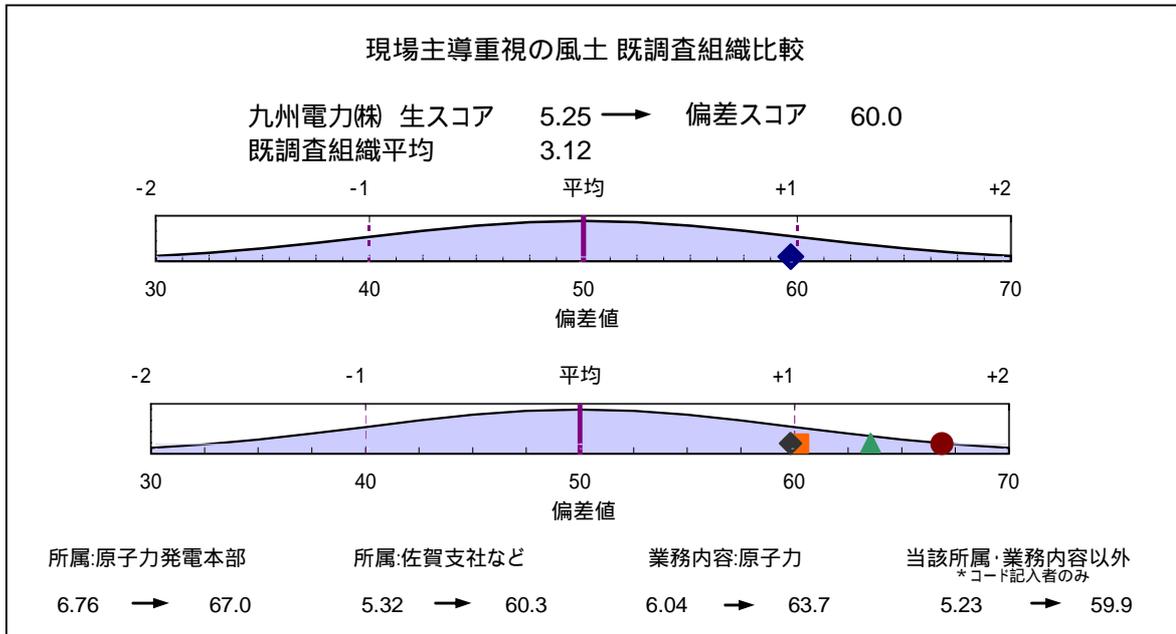
九州電力(株)全体のスコアは4.30であり、他社との比較においても、Tスコアは54.8であり、望ましいといえる。事案当該部署は、社内でもさらに相対的によい数値が出ている。



命令系統明確性の風土

命令系統明確性の風土とは、報告と命令の系統が明確かつ遵守されている傾向を表す。原子力のような潜在的危険も伴う業務では、とくに重要な要素である。複数項目への回答の積和スコアが用いられ、レンジが0から10(大きいほどよい)である。

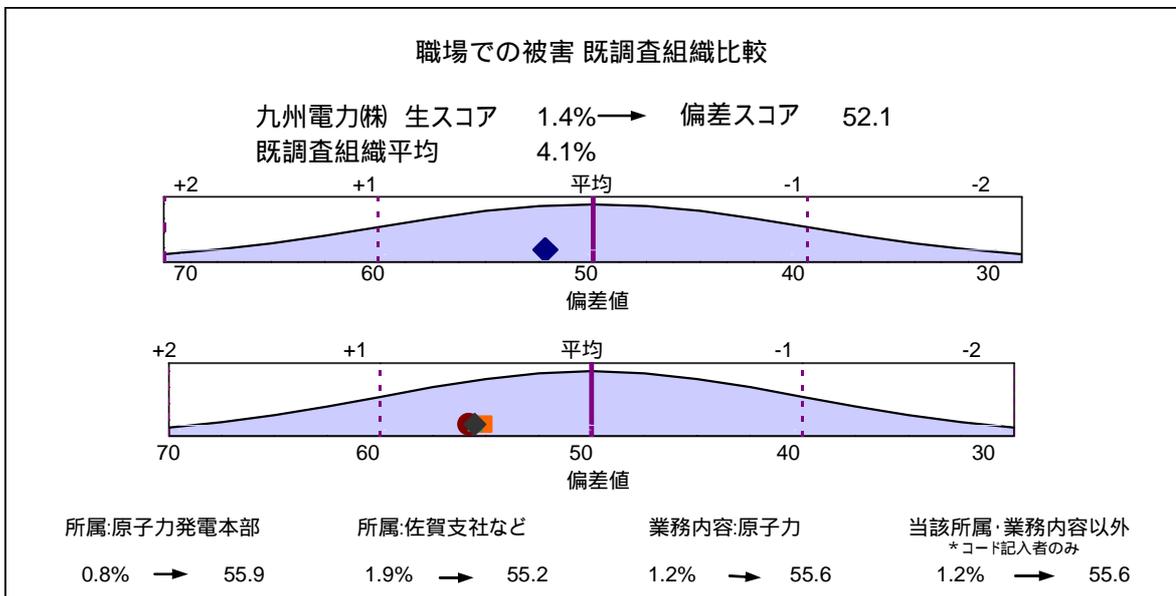
九州電力(株)全体のスコアは、7.53であり、命令・報告経路が定められ、職務マニュアルや規程が整備されている度合いが高いことが窺える。他社との比較においては、Tスコアは55.2であり、望ましい傾向となっている。また、事案当該部署は社内でも命令系統明確性がとくに高いことがわかる。



現場主義重視の風土

現場主義重視の風土とは、現場からの声や発案が、上層部に届きかつ反映されていると感じられる傾向のことである。複数項目への回答の積和スコアが用いられ、レンジが 0 から10(大きいほどよい)である。

九州電力(株)全体のスコアは 5.25 であり、T スコアが 60 で、よい状態であることが示されている。社内でも、事案当該部署のスコアが相対的によいことも伺われる。



職場での被害

職場での被害は、セクハラ、パワハラ、上司や同僚によるいじめの経験割合である。九州電力(株)の職場での被害は、1.4 パーセントで、職場として、この種の被害がきわめて少ない組織であることがわかる。事案当該部署は、その社内でもとくに少ない部署であることがわかる。

考察

九州電力(株)は、組織的違反、属人的組織風土、トップダウン的風土、職場での被害などの、好ましくない傾向が低く、現場主義重視の風土、命令系統明確性の風土など、好ましい傾向が顕著に高かつ

た。

このことは、九州電力(株)において、組織的違反などのポテンシャルが、会社組織一般と比べるときわめて低いことを強く示唆する。

また、一般的に、回収率の高さも、コンプライアンス状態の間接指標のひとつであるが、この回収率が短い回答期間にもかかわらず大変高かったことも、上記の解釈を裏付ける。

結論として、九州電力(株)の組織風土関連の諸変数は、きわめて良好な組織風土を示している。

そのなかでも、今回の事案にかかわりのある部署は、社内でも相対的に良好さの高い部署であった。

通常の業務であれば、良好に業務が遂行されるような部署で、当該事案が発生していることは、急激あるいは短期的な社会的価値観の転換への対応が間にあわなかったことを反映している。

消費者の意見（AさんからMさんまで13名の意見）

次は、消費者団体の会員及び消費者問題の専門家に対して、「九州電力の“意見投稿要請”の事例について、どのように思うか」について、任意にヒアリングした結果について記載したものである。消費者団体を代表した意見ではなく、あくまでも個人としての意見である。また、これらの意見をいただくにあたって、事前に事実や原因等の説明をしていないため、事実の認識が正確でない面もあるがそのまま掲載している。

【Aさん】まず思ったのは、昨今、色々な不祥事から、消費者を意識する企業が増えていくというのに、未だにお役所のような企業体質だということです。独占企業になると消費者に認められることを意識しなくても、経営がなりたってきたからでしょうか。

重大な事故を起こしているのに、危機管理意識が全くなっていない、社会に対する責任を理解していない、そんな、ないないづくしを露呈してしまった一件だと思います。

賛成例題文に「暑期中、老人や子供が熱中症にならないか心配なので」というようなものもあったと思いますが、弱者を例にしたやらせメールには本当に信じられません。これこそ、消費者をバカにしているとしか言えません。

また、この不祥事は九州電力の問題と片づけてはいけないと思います。元々は、東電の事故後の処置の甘さや、電力会社が独占企業になっていることにもあると思います。被害を受けた消費者に比べ、東電の内部の痛手のなさ。不買運動がおこるわけでもなく……。そんな様子から九州電力も危機管理が学べず、こんな状況の中（普通の企業からでは考えられない状況下）でのこのような事を平然としてしまったのだと思います。

【Bさん】やらせメールは、「佐賀県民向け説明会」のために行われたものですが、そこには、住民に対する説明を「シャンシャン総会」的に進めようとする企業および行政側（政治？）の強い意図を感じます。つまり、「住民にきちんと説明したこと」を形として残すとともに、「一部反対意見も出たが、大方は好意的な意見が多かったので、このまま事業を進めていくのに問題はないこと」を証拠として残すためのものということです。住民向けの説明会に主催者の意図が議事進行に影響するのであれば、主催するのは推進役ではない、中間的な立場の人の方がいいのかもしれませんが。いわゆるファシリテーターということですが、また、どういう市民が参加するか、ということについても、何らかの基準や審査が必要かもしれません。賛成する住民、反対する住民、どうしようか迷っている住民。たとえば事前アンケートを行って、その比率に応じた住民の数を説明会に参加させるようにするという方法もとれるかもしれませんが。調査を行う時に標本の抽出をできるだけ偏りがないようにしますが、それと同じようなことです。人間というのは偏った考え方をする生き物なので、主催者の意図が働かないようにする説明会のやり方があればいいなと思います。つまり機械でいうところのヒューマンエラーを防ぐような仕組みということです。

【Cさん】まず第一に、公開の意見交換会とはいえ、関連の会社幹部が賛同のメールをそれも出来れば自宅から発信することを指示するというのは、言語道断ともいえると思います。ましてやその事実を隠そうとすることは、全く許しがたい行為だと思います。

もし仮に、意見をどうしても発言したいという社員がいたとしたら、所属や実名を公開した上で、個人の意見として発言するべきではないかと思えます。九電に所属するというだけで個人の意見は賛成と言えないのかもしれませんが、普通の庶民感情では賛成していない社員なんていないと考えるのが普通ではないかと思えますので、賛成票を増やすことが目的としか思えません。

勉強不足で申し訳ないのですが、そもそもこの説明会の意図が少し曖昧な気がしています。賛否が「参考意見」として取り上げられるのか、それとも原発再開にかなりの影響を与えるのが良く分かりません。こんなことをするより前に、県民や国民が納得できるような安全性のデータをきちんと説明することが先決だと思いますし、こういったことをしたことで失われた信頼性は取り戻せないということ、なぜ認識出来ないのかと思えます。余りにもリスクに関する認識が低すぎると思えます。

【D さん】 第三者委員会のみなさまが真実を明らかにしていかれるのでしょうか、結局はなし崩しに組織は動いていくのだらうと思えます。

他の企業とは違って、組織崩壊であるとか、倒産はありえません。そこに甘んじて静かに時が過ぎるのを待っているような感じがします。古川知事に責任転嫁しているような雰囲気も好きではありません。

ただこれは九電さんだけの問題では無い様に思います。原子力は国策であるわけですから、困った体質を作った根本的な原因は違うところにあるのかなとも感じます。今回は九電問題が露呈しましたが、他の電力会社も同様だと思います。

【E さん】 賛成意見を求めるメールを送るよう依頼した事、それを受けてメールを送った人たちの真意はどこにあるのでしょうか。依頼を業務命令のように受け取り、安易に応じた人たちの行動に事の善悪と、仕事の遂行は別と受け取っているように思います。自分で考えて善悪の判断をせず、言われたことをやる、このような体質が問題なのだと思います。(九州電力だけでなく、日本の企業社会全体に言えるようにも感じます。)強要されたという事はないのかなと思っています。要請を受けて応じなかった方も2名いたわけですから。当然「やらせはダメ」と倫理的には要求されますが、はたして、どのくらいの人が、説明を鵜呑みにするのでしょうか。

私自身は、ニュース・新聞等の報道についてタウンミーティング等でサクラを仕込むという話は、以前からあったことで、「またか」という感覚で受け取り、国も、電力会社もこれまで推進してきた原子力発電を後退させないよう何らかの手立てを行なっても不思議ではないと感じました。私と同じように冷めた見方をしている人が多いとしたら、影響もそれほど大きくはないのかもしれませんが。

福島事故を受けてスキャンダラスな部分だけをマスコミがいたずらに大きく取り上げた報道と感じています。本来は安全対策の説明の内容の方が重要ではないでしょうか。原発事故のあと、日々の相談業務でも事実がなかなか情報提供されず心配で、大丈夫かと相談してきた人に対して「国を信じるしかない」、要するに「わからない」としか答えられ

ず、もどかしい日々が続きました。消費者にとっては難解な、安全性の確認・必要性の是非の議論ですが、ウソはダメ 原発反対！という短絡的な方向に流されないよう、気を付けなければいけないと思います。

【Fさん】公募という形、つまり公平に投稿を集めているはずのなかで、無理に賛成意見を集めることはしてはならないと思います。問題は議論の公平さを侵害したことではないでしょうか。

【Gさん】おそらく九州電力だけの問題ではなく、背景に日本人の国民性も影響しているように思います。たとえば、ディベートに慣れていないため、争点に対して、賛成意見や反対意見を冷静に議論できることが少なく、そこに意見が偏らないようにという配慮が働く余地があるのだと思います。また原子力の問題についてはやむを得ないと思うという意見を持っていても、それをいうと反対派から全人格を否定されるようなこともいわれかねないので意見を言いにくく、賛成意見を出しにくい面もあるのではないのでしょうか。

しかし、今回のように、まさにエネルギー政策をどうするかが問題になっており、住民の意見を真摯に聞くべき時に、自分たちの都合のいい意見にまとめるようなことはしてはいけないと思います。

【Hさん】どこの電力会社も信用できません。消費者が選べないことをいいことに自分たちの組織の体質を変えようとはしていないと思います。

【Iさん】福島原発の収束に時間がかかることが現実として認識され、節電の夏を覚悟しなければと皆が思った時に、玄海原子力発電所運転再開は明るいニュースに思えました。将来は原発による電力への依存度を減らし、多様なエネルギーを利用することによって十分な発電量を確保するにしても、現時点での原発ゼロは現実的ではないと思うからです。安心・安全とワン・セットで口にしますが、原発の安全とは科学的な問題であり、安心の感情的な問題とは別に考えないと前に進めないと思います。世の中に完全や100%はないのですから、常にリスクへの対応をしっかり準備するしかありません。

あらゆる安全への対応をしたから運転を再開することに決定したのなら、何故「やらせメール」などで、世論偽装を図るようなことをして、運転再開を振り出しに戻すような愚かなことをしたのか不可解です。知事や九電がしなければならなかったのは、「やらせメール」の指示ではなく、全ての情報開示に基づく粘り強い説得であり対話でしょう。

私たち消費者の本音は、「電気は便利に停電の心配なく使いたい」「値上げは困る」「原発は安全で、クリーンで、しかも遠方にあるに限る」というように、とかく利己的なものです。将来は原発を減らす方向には賛成しても、現在の生活の便利さを手放すだけの覚悟はないと感じています。今は慎重に原発の安全性を確かめながら操業を続ける必要があると思っています。結構多いと思います。

とかく声の大きい人達の張り切り具合がTVの報道で目につく事も多く、声を大きくするように操作すれば、世論を思うように動かせると思ったのでしょうか。でも私たちが心を動かされるのは、冷静に物事を分析して話す人の意見です。玄海原子力発電の運転再開が

必要というだけではなく、運転再開が正しいことだという信念があれば、「やらせメール」なぞという考えは浮かばなかったと思います。時間がないと焦ったのかもしれませんが、やらせメールやその後の情報隠蔽は私たちを、完全に馬鹿にしています。全ての情報を隠さず教えてください。そうすれば少し時間はかかるかもしれませんが、私たちにも正しい判断ができると考えます。

【Jさん】九電のやらせメールが報道されたとき、瞬間、これは九電だけではないなと思いました。電力会社すべてに何らかのやらせがあるなと思った次第です。これまでの原発行政をみていると「原発は安全」というのが基本で進められてきたように思います。九電の行為は確かに問題がありますが、一番の問題はこれまでの行政の在り方だと思います。原発は安全という大前提に立脚した原発政策の流れの中で九電がやらせメールをしなければいけないような無言の圧力システムが出来上がっていたのではと思います。企業に問題が起きるとその企業だけが悪のようなことが言われますが、行政の責任を問うことはあまりありません。原発については、電力会社一社の問題ではなく、行政と一体で論じなければいけないと思います。やらせメールがどうだということが根本的な問題ではないということです。逆にやらせメールを問題としてあまり取り上げると、木をみて森をみないというようなことになりかねないのではと心配です。大きな原発政策のなかで、今後九電としての立場を明確にすることが大事だと思います。

ただ、最近とても気になっていることがあります。それは、消費者の声ということで（例えば、福島で作った花火を市民が反対したから使わないとか）行政や企業が簡単にその姿勢を変えることです。一部の声の大きい消費者の声のみが行政や企業に届いてそれに振り回されている感があります。九電さんが今後の姿勢を決めるとき、何を消費者の声として取り上げるのか、また参考にするのか、じっくり精査して企業としてブレのない結果を出してほしいと思います。

最後に一言。これだけ CSR などが言われていたり、やらせや隠ぺいの結果企業の存続自体があやうい事例を山のようにみているのに九電さんがそれを自社の身におけなかったということです。

【Kさん】九州電力の証拠隠滅については、許しがたい行為であり、九州電力もその点は反省しているとコメントのあるとおり、企業体質、企業風土については、反省すべしだと思います。その点で、第三者委員会の執念はすごいと思いました。また、これまでの他の意見交換会の動員等も、あるべき姿とは程遠く、九州電力はそちらも大いに反省すべきだと思います。

その一方で、佐賀県知事の言動については、客観的に言って、支店長メモだけで言い切るのはいかがでしょうか。県知事自身のコメントにもあるように、そこまで恣意的ではないのではないかと。知事だから、たくさんの意見が出たらい、といったところではないでしょうか。特にサイレントマジョリティである推進派の意見は、なかなか出づらいところもあるし、一般の人が出かけていって、普通の意見をそこまでいうかという問題もある。

いろんな意見があった方がいいという意図を、支店長なりの解釈でメモしたのではないかと思います。だから第三者委員会がそこまで言い切るのはいかがでしょうか、と思います。実際の現場は、単独で一人悪者がいるわけではなく、空気のような部分があり、その空気のような部分こそ、企業体質なのかもしれません。そこを糾すべきではないかと思います。

全体的なことですが、食品安全の意見交換会でも、公募しても反対派しか集まりません。反対派に考慮して、過剰な安全側で政策が決められています。放射性物質の意見交換会にしても、自主回収にしてみしかりです。反対派の意見で、政策を決定していいのか、という思いはあります。意見交換会で、サイレントマジョリティの普通の意見を言う人は、むしろ大変なプレッシャーがかかります。そもそも、そんなしんどいところにはいかない。多様な意見を言いあはずである場の、国の意見交換会は、実はすごくゆがんだ形で運営されているという現状がある。そこで、運営者は、より社会の実情に即した議論ができるように、仕事熱心な人であれば今回のような参加者の動員、意見の仕込みということを思いつくだろうし、それが行き過ぎてしまって、かなり大がかりでやられてしまったことは問題だとは思いますが。

しかし一方で、今の国の意見交換会のあり方が適正か。そこを第三者委員会は触れなくていいのでしょうか。新聞の世論調査だけを見ると、あれだけのことが起きたのに原発やむなしという声が半数以上いるというのも事実です。以上が消費者としての感想です。

(第三者委員会中間)報告書を読ませて頂きましたが、もう少し大所高所から、現在の国の意見交換会のあり方等の問題点も含めて議論したらどうでしょうか。九州電力の体質を変えるのであれば、もう少し他のアプローチもなかったのでしょうか、と思うところです。

【Lさん】 消費者と事業者の情報(質及び量)格差の点から事業者が正しい情報を出さないと、消費者は正しい判断ができません。消費者基本法では消費者には知る権利があります。また、「消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること」「消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること」という点が事業者の責務として掲げられています。また企業再度からの情報として、原子力のメリットだけでなく、ネガティブ情報もきちんと示してほしい。

必要な情報の大前提として、事業者が正しい情報を開示するということだと理解しています。厳しいようですが、そもそもの情報をゆがめてしまったということから、九州電力は消費者を全く見ずに、自分たちの立場(いかに原子力推進するか)のことだけを考えてしまっていたと思います。消費者にとっては、大変ショックで、電力会社を信頼できなくなりました。また、何を信じればよいかわからない状態に陥りました。一度失った信頼を回復し、更に信頼を構築するのはとても大変だと思います。消費者は本当のことが知りたいのです。まずは、消費者の立場からも原子力について考え、消費者の本当に知りたい情報を出し、原子力について、わかりやすく説明していくことが必要だと思います。

【Mさん】 やはり、という感想です。これまでも、政府と企業が手を携えて原子力推進をしていることはわかっていましたが、電力会社はもとより、地方行政が地域住民の側に

立っていないことが情けなく感じられました。

日本中の市民が不安感を持っているこの時期に、誠実な態度こそが市民（消費者）の理解を得られると思いますが、正反対の行動に出たと思いました。エネルギーの問題は、市民が真剣に議論をする中で決めていくべきであると考えています。単純に反対、賛成と短絡することなくじっくりと時間をかけて深い議論をしなくては決められないことだと思うので、反原発をあおるのも推進をあおるのも反対です。

「やらせメール」のような行為は原発を必要と考える人々と反対派の溝を広げて、過激な行動を誘発し、議論を遠ざけるだけです。本当に残念です。

今、電力会社がやるべきことは、手を加えていない資料、情報を開示し市民（消費者）がしっかりと考えられるような場と機会を提供することです。消費者主権がもっとも遠いところにあるのがエネルギーの問題です。今後、電力会社はもっと市民の側からもの考える練習をしなければなりません。

今後、九州電力が消費者に対し、どのような態度を取っていくかが問題ですね。究極のところ、私たちは選べないので、せめて誠実な企業であってほしい。

平成 17 年 2 月 15 日放送

Q . 玄海原子力発電所に九州電力が計画していますプルサーマルの導入計画を巡りまして、今月 20 日には九電主催の公開討論会があります。そして国のほうではいよいよ設置変更に伴います二次審査がスタートしたわけなんです

A . 二次審査が始まったということを私たちは一つの節目だと受け止めていまして、これからいよいよ本格的な審査に入っていきます。

けっこうオープンな体制で審査がされますので、私たちも関心を持って積極的に情報収集をしていきたいというふうに思っています。

この原子力安全委員会というところで審査をした後に、またさらに今度経済産業省のほうにまた戻されるような形になっていくと思うんですけども、いずれにしろ安全第一でありますので、慎重な審査をお願いしたいというふうに思っています。

また、2 月の 20 日の日曜日になるんですけども、九州電力が公開討論会を唐津市で開催することにしています。

これは私ども県から強い要請をして、賛成派の人ばかりではなくて、きちんと今回の計画に慎重な人も同じだけの数入ってもらって、ニュートラルな意見交換ができるように、ということで行う、全国で初めてのものですので、関心をお持ちの方、そしてまた名前聞くけどよく知らないという方、ぜひいっていただいて、それぞれの立場からの意見に耳を傾けていただければと思っています。

平成 17 年 2 月 22 日放送

Q . 今月 20 日に行われましたプルサーマルを巡る九電主催の公開討論会、この結果について、いろいろ知事ご自身も報告受けていらっしゃると思いますが

A . ほっとしているというのが、正直なところですね。

九州電力には、こちらのほうから、一方的な説明にならないように、きちんと慎重な方、反対されている方の意見も公平にくみ取るような場にしてほしいということを強くお願いをしてきました。

でほんとにそれが確保されるかどうかということが不安だったものですから、私自身が出席を見合わせたりしてたんですけども、実際に出た人間の報告を聞き、またビデオも見させてもらったんですけども、大変に良い進行だったと私は思ってます、関係者の方々に非常に感謝を申し上げたいと思います。

こういう試みを、今回がスタートでありますから、できればあと国がやるとか、また電力事業者がやるとか、そういう形で理解を積み重ねていったうえで、私たちも勉強を重ねて、最終的に玄海町としてどうするのか、佐賀県としてどうするのか、という判断につなげていきたいと思います。

平成 17 年 10 月 4 日放送

Q .この前の日曜日なんですが、玄海原子力発電所へのプルサーマル計画の導入をめぐり、国主催の公開討論会が行われました。古川知事も出席されたそうなんですが、その感想とそれを含めた県主催の公開討論会の在り方についてお話をお伺いしたいと思います。

A .こないだの公開討論会、よかったところと反省点と、両方あったと思います。

第一部はプルサーマルはなぜ必要なのか、プルサーマルを必要とするのは核燃料サイクルという政策が背景にあるんですけども、それがなぜ必要かという必要論を議論したんですね。

私は、率直に議論を聞いていて、たしかにコストはかかる、効率もよいとは思えないんですが、我が国のエネルギーの安全保障というか、国産のエネルギーを増やしていかなくはいけないという観点からは、核燃料サイクルは必要ではないかという印象を持ちました。一方で、第二部の安全性については、正直なかなか議論が進まなかったという印象を持っています。

私たちは、第二部においても、第一部と同じように、賛成の方と慎重な方の両方が舞台上立って議論をしていただくような場にしてくれということをお願いしていたんですけども、国のほうからは、ちょっとそういう形ではやれないということで、もっともっと質疑応答の時間を増やしたほうがよかったのではないかな、という気がしています。

ですから 11 月(?)の中～下旬に、今度は県が主催して、この安全性にテーマを絞ってやっていくんですけども、今回の反省の上に立って、もっと質疑応答の時間を長くすることや、きちんと賛成の方、慎重派の方、それぞれに舞台上に上がっていただいて議論をしていくってことだとか、あとやっぱりテロの心配なんかをされる話が相当出たので、こうしたことについてもきちんと答えられる人を連れてくるだとか、そういった工夫をしていきたいと思っています。

ぜひ、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

平成 17 年 12 月 27 日放送

Q . おととい行われました、県主催のプルサーマルをめぐる公開討論会、こちらのほうからおはなしをお伺いしたい

A . 先日の公開討論会、ほんとうにたくさんの方に来ていただいてありがたかったと思っています。プルサーマルの安全性についてをテーマにして今回議論をしていったんですけども、賛成とおっしゃる方、学者先生やフロアからのご意見というのは科学的知見があって、一定の、これまでの他の国における成果というものもあるんで、進めてもらっているのではないかといいふうなご意見でありました。

一方で、慎重に考える方からは、いままでは安全といっても万が一ということもあると、そういったことも考えるべきではないか、というご意見であるとか、そもそも安全審査というものがはたして納得のいくものなのかどうか、そういったような意見が出ました。

今回、プルサーマルの安全性というのがポイントだったんですけども、プルサーマルそのものが安全かどうかという点については、私は安全であるとおっしゃっていた説明に説得力があったと思っています。

たしかに制御棒の効きが悪くなるってということだとか、ガスが発生するとか、いろんな問題点がすでに指摘をされています。で、そういう問題点はわかったうえで、ではどうするかという解決策が示されている、それが現実に他の国においてもずっと実施をされてきていて、実際の動きをみても問題がない、ということからすると、そのことを考えれば、プルサーマルという技術そのものは、確立されたものというふうに整理できるのではないかと考えています。

ただ、反対だとか慎重に考えるべきとおっしゃっている方の議論の多くは、そもそも原子力発電所であるとか原子力の技術に関する疑問、反対、そういったものが多かったと思うんですね。これについてはまだまだ原子力発電、あるいは原子力の技術、そして電力事業者が正直に、いつもオープンにやっていたかということについて、やはり疑問を持っている方が多いということだったというふうに思うんです。

これは私たちも、なるほどと思うこともいろいろありました。

ですがそれはそれとして、国や電力事業者の方に対して、誠実にやってほしいということや、情報をきちんと公開してほしいということこれから求めていかなくはないと思いますが、このプルサーマルというものの安全性そのものについては、私は、公開討論会をやる前に比べると、理解が進んだ、というふうに思っています。

これからは、先日の議論やアンケート結果なんかを分析をして、県として安全性について、もう一度評価をし直したいと思います。

そのうえで、地元の玄海町や周辺の方々、そういったご意見や、議会の議論なんかもお伺いしながら、最終的に県としての態度を決めていきたいと思っています。

あらかじめ仕込んだ質問事項をほぼそのまま読み上げた質問一覧

	仕込み質問者に割り当てた質問事項	会場での実際の発言
質問者 2番手	<p>先生方のお話を伺って、プルサーマルを実施すると制御棒の効きが少し悪くなる、燃料の溶融点が若干低下するというので、安全性の余裕は減少するが、それでも必要な安全性は十分確保されるということが、私なりによくわかったような気がします。</p> <p>これは、例えて言えば、時速100kmで走ると脱線するカーブがあって、今までは時速60kmで走っていたが、これからは時速62 kmで走ることかなと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>確かに時速を2km上げるということは危険は増すという見方もありますが、それでも脱線はしないというのも事実であると思います。</p> <p>それともプルサーマルを実施することは、時速100km以上と同じとお考えでしょうか。</p>	<p>先生方のお話をお伺いして、プルサーマルを実施すると制御棒の効きが少し悪くなる、燃料の溶融点が若干低下するというので、安全の裕度は減少するが、それでも必要な安全は確保できるということで、私なりに理解しました。</p> <p>身近な話で確認したいのですが、例えて言えば、時速100kmで走ると脱線するカーブがあって、今までは時速60kmで走っていたと、これからは時速62 kmとか63 kmで走ることになるのよるしいかということです。</p> <p>もし時速が2km、3km上がると、確かに危険は増すと思いますけど、脱線しないというのも一つの見方と思っています。</p> <p>それでもプルサーマルを実施するというのは、時速100kmに近いスピードで走ることなのではないでしょうか。</p>
質問者 3番手	<p>今年、玄海2号機で燃料リークがありました。もしプルサーマルを実施して燃料リークが発生したらどうなるのでしょうか。</p> <p>プルトニウムが発電所周辺に放出されるようなことがあるのでしょうか。</p>	<p>玄海原子力の2号機で燃料漏れがあったと思いますが、もしプルサーマルを実施した後に燃料漏れが発生したらどのような現象が起こるのでしょうか。</p> <p>プルトニウムが発電所周辺に放出されるということがあるのでしょうか。</p>
質問者 17番手	<p>安全性の議論は、非常に難しく危険だという話と問題ないという話のどちらが正しいのかを私に科学的に判断しろといわれても無理だと感じました。</p> <p>そこで、私なりに考えることは、もし危険性が増して事故が起これば、九電は大きな損失を被るでしょうし、国も責任を問われることになると思いますが、プルサーマルが危険だといわれる先生方は仮にプルサーマルが安全に行われても、何も責められることはないだろうということです。九電も国も原子力の専門家を多く抱えているわけですから、危険だと言われる話が正しければ、プルサーマルはそれらの問題が解決するまで実施しないと思うわけです。</p> <p>そこで、危険だと主張される先生にお尋ねしたいのですが、国は先生方の主張を理解していないのでしょうか。それとも理解していてそれに目をつぶる大きな理由が何か別にあるのでしょうか。</p>	<p>本日の討論会を聞いてイメージより安全ではないかというふうには私は感じました。</p> <p>その理由としては、先ほど質問の中からありましたとおり、もしも実施して、事故を起こした時、九州電力や国は責任を取ります。その体制も築いています、というふうなことをおっしゃいました。また、九州電力や国の責任を取るところにも原子力の専門家は多数いらっしゃると思います。その専門家の方々には、自分のプライドにかけて安全と言わないものに賛成はされないと、私は信じております。</p> <p>そこで慎重なご意見の先生方に質問をさせていただき、先生方がおっしゃっていることに対し、九州電力や国は、先生方の技術的な主張を理解していないとお考えなのか、それとも技術的なものは理解しているものの、それを何か目をつぶってでも、無視してでも進めなければならないという理由があるとお考えなのではないでしょうか、その点よろしくお願ひします。</p>
質問者 18番手	<p>最近、マンションやホテルの構造計算書が偽造され、それが自治体や、民間の審査機関の審査でも見逃されたという事件が話題となっております。</p> <p>玄海3号のプルサーマル計画においては、九電側に安全評価の計算書を偽造したからといって、プルサーマル計画のコストが下がるというようなメリットもないと思いますし、国側でも1年以上の期間をかけ原子力安全保安院及び原子力安全委員会による審査が行われており、偽造を見逃すというようなことはないと思います。</p> <p>当初より世の中の注目を集めているプルサーマル計画において、そのようなことが発生するとは思われませんが、いかがでしょうか。</p>	<p>質問なんですけど、現在世間を騒がせております、耐震、耐震といえば、山内先生の方からお話がありましたけど、耐震関係で、耐震の設計偽造という、俗に言う「姉齒問題」というのが世間を騒がせております。</p> <p>今回、そのプルサーマルの、今日はプルサーマルの安全性ということで討論会があったわけですが、当然その安全の部分については、九州電力としてもですね、この安全という面で、いろんな偽造とかそういったことはないと思っていますし、そういったことがあったとしても何のメリットもないと思います。</p> <p>また、いろんな国、原子力安全・保安院とか、安全委員会においてもいろんな審査が行われておりますが、先に言いました偽装問題においては、そういった国、自治体、民間の審査体制においての偽造というのがありました。</p> <p>この点について、今回のプルサーマルを含めて、原子力を含めたところの安全的審査というふうな観点からのご意見をお聞かせ願ひしたいと思います。</p>

九州電力「やらせメール問題」、第三者委員会設置後の新たな展開 ～佐賀県知事、「原発容認意見期待発言」公表の経緯～

事実調査、原因究明、再発防止策策定のための第三者委員会委員長を私が務めることとなった九州電力「やらせメール問題」、7月27日の第1回会合以降、事態は激しく動いている。既に記者会見等で公表された事実を整理し、私なりのコンプライアンスの視点から解説を加えてみることにしたい。

7月24日、私は福岡市に赴き、その5日前に九州電力側から委員長就任の依頼を受けた第三者委員会について眞部社長と会談した。

私からは、同社が7月14日の経済産業省への報告の中で明らかにしていた「社外有識者を含めたアドバイザリーボード」を「社外有識者のみで構成される第三者委員会」に改めること、同報告の中では明記されていなかった社外の弁護士チームによる事実調査を行うことの2点を提案した。

眞部社長は、この二つの提案を受け入れ、それらを前提に、委員会立上げと活動のスケジュールを話し合った。

それらの点について大まかな話が終わった頃、眞部社長が「実は、今回の問題に関しては、まだ明らかにしていない重要な事実があるのです」と言って話し始めたのが、今回の説明番組に対する投稿依頼の発端とされていた副社長、常務、佐賀支店長の佐賀での昼食時の会談の前に、3人が古川佐賀県知事と会談した事実であった。

そもそも副社長、常務の佐賀来訪の目的は退任の挨拶回りであり、佐賀県のトップである知事を訪問するのが、ある意味では当然であった。朝一番に3人が知事公舎に挨拶に赴いた際、知事から、その5日後に予定されていた国主催の説明番組について話があり、その時の知事の発言内容についてメモが作成された。そのメモが原子力発電本部に送付され、説明番組への投稿を求めるメールに添付され、同本部内の多数の社員に送付された。同メモの記載は、古川知事が九電側に番組への投稿を求めたようにも読める内容になっており、同メモが多くの人に送付されたことが、今回の番組への投稿につながった可能性がある。しかし、九電会長が知事に確認したところでは、会談時の知事の発言は、九電側に投稿を求めるものではなく、「経済界の原発再稼働容認の意見を説明会の機会を使って出してもらうことも必要」という趣旨だったとのことであり、メモを作成した佐賀支店長もその記載が不正確であったことを認め、知事の発言は九電側に番組への投稿を求めるものではなかったと説明しているとのことであった。

眞部社長は、それまでの九電側の対応について説明した上、私に、その後の対応を要請した。

「この 21 日の知事との会談の事実は、今回の説明番組への当社の対応に関する重要な事実ですが、会談での古川知事の発言がメモの記載のような発言をしたように理解されると、知事が重大な政治責任を問われることになりかねないし、我々の立場からそれを言うことは、自分達がやったことが知事のせいであるように自己弁護しているようにも受け取られかねないので、その事実を公表することには慎重にならざるを得ませんでした。ですから 7 月 14 日の経産省への報告の中でも触れていません。しかし、そのことは社内では多くの人間が知っており、メモのファイルもメールに添付されて多くの人間にわたっています。しかも、知事からの要請が今回の問題引き金となったとすれば、当社側にとっては有利な事実なので、今回の問題で社会から厳しい批判を受け日常業務の中でも大変な思いをしている当社の社員からすれば、不満に思っても無理はない。いつマスコミに報道されても不思議ではない。私は、この事実を隠そうという気持ちは全くないし、松尾会長も、すべて事実を明らかにして公にするように指示しています。先生の方で早急に事実をお調べ頂き、第三者委員会として適切な対応をとって頂きたい。」

私は、今回の説明番組への投稿問題に関して、佐賀県知事の発言という重要な要因があったことを知って驚いた。至急、知事の発言内容に関して調査し、事実を確認した上で結果を公表し、この問題について社会に誤った認識を与えているのであれば是正する必要があると考えた。

そこで、福岡市で第三者委員会第 1 回会合が開かれた 7 月 27 日の夜に佐賀市に赴き、古川知事と会って、6 月 21 日の九電副社長以下との会談の際の発言内容を確認した。

知事の話によると、「県民説明番組があるので、多くの方に見てほしい。少人数しかスタジオに入らないので、議論を深めるためには、賛成・反対双方の立場から幅広い意見を寄せてもらうことが必要だと思う。電力安定供給の面からも、再稼働を要望する声が経済界に多くあるようだが、なかなか表に出て来ない。そういう意見もあるのなら、説明番組の機会を使って経済界からも意見を出してほしい。意見を、ネットで受け付けている」と発言したとのことであった。

その後の対応について、古川知事は、「私の発言が九電のメール投稿依頼などの行動につながったとは思っていないが、九電の 3 人の方々とお会いして説明番組について発言したことは事実であり、九電側もこの点を調査して明らかにされるのであれば、私としても記憶していることに基づいて県民に説明しなければいけないと考えている。これから準備した上、可能な限り早く正式の会見を開いて説明したい。また、もし、その点について個別のメディアから取材を受けた時には、その個別取材に応じるのではなく、緊急に会見を開いて説明することも考えたい」と述べた。

私の方も、知事が 21 日の会談時の発言について会見を開いて説明されるのであれば、それを受けて会見を開き、その時点までに第三者委員会の側で調査して確認した内容を明らかにすることを約束した。

翌 28 日、私は、午前の便で東京に戻る予定を変更し、急遽、21 日の知事との会談の同席

者で会談メモの作成者でもある九電佐賀支店長からヒアリングをすることにした。古川知事の発言について同知事の記憶とは異なる趣旨の会談メモの記載があることについて、メモ作成者の説明を至急確認する必要があると考えたからである。第三者委員会としての調査を実施する弁護士チームにとっても極めて重要な調査事項であることから、調査を総括する赤松幸夫弁護士にもヒアリングに同席してもらう必要があると考え、急遽東京から福岡へ出張するよう要請した。

同日午後に行った私と赤松弁護士のヒアリングに対して、佐賀支店長は、古川知事の説明番組に関する発言内容に関しては概ね知事と同趣旨の供述を行い、会談メモについては、「退任挨拶という会談の性格上、会談時は手帳に、ごく一部をメモしただけだった。副社長の指示を受け、支店に帰った後に、記憶に基づき、メモを作成したもので、必ずしも正確ではない部分もある。」と述べた。この説明は、その場で提示を求め確認した同支店長の手帳の記載とも矛盾しなかった。その結果、私と赤松弁護士は、最終的には今後、詳細なヒアリングを行った上で判断する必要があるものの、会談時の知事の発言についての佐賀支店長の現時点での供述は基本的に信用できるものと判断した。

ヒアリングを終えて、福岡空港から羽田に向かい、飛行機を降りたところで、九州電力の担当者からの電話で、週刊誌 AERA から質問の電話があり、6月21日に九電副社長ら3名が知事と会った事実の有無等について、翌日の正午までに回答するよう求めているとの連絡を受けた。

翌朝、この AERA からの質問への対応について、電話で真部社長と協議した。私からは、第三者委員会を設置して調査を開始した以上、その後のマスコミからの質問についてはすべて同委員会委員長に委ねていることを理由に会社としての回答はすべて拒絶することも可能と述べたが、真部社長は、「重要な事実であるのにこれまで会社として明らかにしていなかった経緯もあるので副社長らが知事と会った事実だけは会社として認める回答をしたい」との意向だったので、会社としてその事実のみ認め、それ以外の点については第三者委員会で調査中を理由に回答しないことになった。

そして、同日夜遅く九電担当者から連絡があり、AERA から同趣旨の古川知事宛ての質問が佐賀県にも届いたことを受けて、古川知事が、翌日の土曜日の午後 3 時から記者会見を行って、6月21日の会談の事実について説明する方針を固めたことを知らされた。私は、古川知事会見を受けての第三者委員会委員長として記者会見を、同日夜に福岡市内で行いたいとの意向を九電側に伝え、会見の設営を要請した。

このような経緯を経て、7月30日午後3時から、佐賀県庁で古川知事の記者会見が行われ、6月21日午前に九電副社長と会談した事実、その際の発言内容についての説明が行われた。そして、それを受けて、同日午後7時から、私が、福岡市内のホテルで第三者委員会委員長としての記者会見を行い、それまでの調査結果と、九電側がその事実を公表していなかった理由や調査の経緯等について説明した。

以上が、先週土曜日に、6月21日の古川佐賀県知事と九電副社長らとの会談の事実と
その際の知事発言について、公表が行われた経緯である。

(以下、省略)

*上記事実関係については、本年8月1日、本メールマガジン発信前に、眞部利應社長、
古川康知事にメールにて送付し、内容を確認済みである。